令和7年第7回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月5日から9月19日（15日間）

日程	月　日	曜	開議時刻	会議・休会その他	
第１日	９月　５日	金	午前10時00分	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程・朗読・委員会付託
第２日	９月　６日	土		休日	
第３日	９月　７日	日		休日	
第４日	９月　８日	月		委員会	予算常任委員会
第５日	９月　９日	火		委員会	総務産業建設常任委員会 教育厚生常任委員会
第６日	９月10日	水		決算特別委員会	
第７日	９月11日	木		決算特別委員会	
第８日	９月12日	金		決算特別委員会	
第９日	９月13日	土		休日	
第10日	９月14日	日		休日	
第11日	９月15日	月		休日	
第12日	９月16日	火		決算特別委員会	
第13日	９月17日	水	午前10時00分	本会議	一般質問
第14日	９月18日	木	午前10時00分	本会議	一般質問
第15日	９月19日	金	午前10時00分	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和７年第７回能登町議会９月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は１３人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から９月１９日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

１０番　酒元　法子　議員、

１１番　河田　信彰　議員

を指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

今定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案２０件、認定７件が提出されております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、「令和６年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」をお手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和６年度決算審査報告書、また令和７年５月、６月、７月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程
議案第７１号～認定第７号

議長（金七祐太郎）

日程第３、議案第７１号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号)」から、日程第２９、認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの２７件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町長（吉田義法）

おはようございます。

令和７年第７回能登町議会９月定例会議の開会に当たり、議員各位には町政運営にご理解を賜り、感謝を申し上げます。

本日、ここに提案いたしております議案等につきまして、その大要と所信の一端をご説明申し上げます。

初めに、去る７月25日、能登町復興応援特命大使の石川さゆりさんが当町を訪れ、心温まるミニライブを開催してくださいました。石川さんの大屋根広場でのミニライブでは、集まった多くの町民の皆さんを大いに勇気づけ、復興への歩みに希望の明かりをともしていただいたものと感じております。さらに、全国の皆様より寄せられた義援金もお届けいただき、当町への深いご厚情に対し、感謝を申し上げるものであります。

また、８月１６日には、柳田植物公園におきまして、夏の風物詩「ござれ祭り」が盛大に開催され、県内外から多くの来場者でにぎわいました。今年は出店数が昨年の２倍以上となり、会場は活気に満ち、ステージイベントや歌謡ショーに続き、夜には５００機のドローンショーと大輪の花火が夜空を彩り、キリコの真上に咲いた色鮮やかな花火は壮大な光景でありました。震災からの復興に向けた歩みに大きな力となるもので、ご尽力をいただいた関係各位に対し、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、温かい応援や地域イベントの活性化とともに、町内各地区の祭礼もこ

れまでどおり、にぎわいを取り戻してまいりました。矢波地区、山口地区においては、大学との連携事業により、金沢大学、県立看護大学、石川県立大学、金沢星稜大学の多くの学生が、それぞれの地区のキリコの担ぎ手として参加いただき、地域伝統文化の維持、さらには地域のにぎわい創出に大きな力となっております。

また、鵜川地区のにわか祭におきましては、復興まちづくりに参画されている東京都立大学の学生や、連携協定をしております東海大学の学生が加わるなど、これまで以上に大学との絆が深まっております。

人口減少が進む当町におきましては、こうした連携を基盤に、地域との結びつきを大切にした関係人口の構築を深め、町の未来につなげてまいりたいと考えております。

また、８月２７日に開催しました能登町中学生議会には、１２名の生徒に参加していただきました。中学生議会では、人口減少への対応や防災力向上の提案、地域コミュニティや伝統文化の継承など、中学生自らも様々な取組に参画できないかといった声もあったりと、多岐にわたる質問や提案が寄せられました。いずれも町の現状を的確に見詰め、自分たちの町をよくしたいという強い思いが感じられ、大変に頼もしく感銘を受けたところであります。

今後も子供たちが希望を持てる施策を行い、能登町の宝である子供たちが、町の将来に夢を託せるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

９月に入りまして、秋の気配が感じられる季節となってまいりました。気象庁の３か月予報によれば、気温の高い日が続き、残暑は厳しい見込みとなっております。これから稲刈りをはじめとした収穫の時期を迎え、町にとって実り多き季節となりますが、日中の作業におかれましては熱中症にご注意をいただき、体調管理に努められますようお願いをいたします。

それでは、本日提案しました議案２０件、認定７件についてご説明をいたします。

議案第７１号から第７５号までは、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正であります。

議案第７１号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４億４，７６４万２，０００円を追加し、予算総額を７２２億４，０５３万１，０００円とするものであります。

主な補正の内容でありますが、能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興の推進を図るため、なりわい再建支援事業の独自加算を追加したほか、子育て世帯が住宅を取得する際に加算を行う子育て世帯住宅取得支援金の創設を追加いたしました。また、小中学校の学校給食費の無償化や物価高騰対策事業、８

月の豪雨災害の復旧に要する費用などの追加であります。
歳出から説明をいたします。
第２款「総務費」は、２億２，２６７万９，０００円の追加です。
第１項「総務管理費」、第１目「一般管理費」は、８月豪雨の際に設置しました避難所勤務職員の時間外手当を追加したほか、子ども・子育て支援金制度改正に対応させるため、システム改修費を追加するものです。
第３目「財政管理費」は、オールこども石川よりいただいた災害見舞金を令和６年能登半島地震復興基金に積立てするものです。
第５目「財産管理費」は、庁舎の空調修繕費用の追加のほか、内浦農業総合センター及び柳田キリコセンターの解体経費などを追加するものです。
第６目「企画費」は、第３次総合計画の策定に係る会議回数の増に伴う総合計画審議委員報酬等の追加です。
第８目「地域振興費」は、定住支援員の処遇改善に要する費用を追加したほか、町内に就職された東京２３区からのＵＩターン者への支援として、石川版移住支援金の追加、町外からの移住者の増に伴う移住促進引越補助金及び家賃支援補助金を追加しました。
また、住宅を取得する子育て世帯への補助金を新たに追加し、制度の拡充を図るものです。
このほか、空き家バンクへの登録に係る調査手数料を追加しております。
第１５目「有線放送費」は、欠員補充のために会計年度任用職員の報酬等を追加するものです。
第１７目「復興推進費」は、旧白丸郵便局を震災遺構として整備するための実施設計費の追加や、白丸地区高台移転のための用地購入費及び補償費を追加するほか、地域コミュニティ施設再建支援金を追加しております。
そのほか、令和６年能登半島地震にて半壊以上の罹災判定を受けた方が住まいを修繕する際に１００万円を上限に支援する能登創生住まい支援金を追加しています。
第２項「徴税費」、第３目「賦課徴収費」は、町県民税の過誤納還付金の追加です。
第５項「統計調査費」、第２目「基幹統計調査費」は、国勢調査員の報酬を追加するほか、会計年度任用職員の雇用ではなく、業務を委託として振り替えて実施するため、所要の経費を追加しています。
第３款「民生費」は、３，５７２万９，０００円の追加です。
第１項「社会福祉費」、第１目「社会福祉総務費」は、民生費寄附金を活用した庁用器具の購入費を計上したほか、柳田地区戦没者忠魂碑の復旧費補助金を

追加しております。
　また、定額減税不足額給付事業において、対象者の増に伴う所要の経費を追加しています。
　第３目「老人福祉費」は、藤波・七見及び小木のデイサービスセンターに係る指定管理料を追加するほか、老人福祉センター笹ゆり荘の修繕負担金を追加しております。
　第４目「介護保険費」は、令和６年度の低所得者保険料軽減国庫負担金の精算に伴う償還金の追加です。
　第２項「児童福祉費」、第１目「児童福祉総務費」は、能登半島地震の支援として行われた児童クラブ利用料の減免を、今年度末まで延長することによる支援金の追加です。
　第４款「衛生費」は、３，９９５万６，０００円の追加です。
　第１項「保健衛生費」、第２目「予防費」は、インフルエンザ及び新型コロナワクチン予防接種を個人通知するための郵便料の追加です。
　第４目「環境衛生費」は、環境保全対策事業において、飼い主のいない猫の不妊、去勢に対する支援事業の予算の組替えと追加を行ったほか、墓地公園管理費では墓地管理料の返還金等を追加しました。
　また、環境にやさしいまちづくり推進事業において、住宅用太陽光発電システム設置補助金及び生ごみ処理機補助金を追加しています。
　第２項「清掃費」、第２目「塵芥処理費」は、能都埋立処分場の屋外キュービクル更新工事の追加です。
　第４目「復興推進費」は、藤波運動公園駐車場に設置していました奥能登豪雨における解体廃棄物仮置場の復旧工事の追加です。
　第６款「農林水産業費」は、６億４，５５５万２，０００円の追加です。
　第１項「農業費」、第３目「農業振興費」は、内浦長尾にて本年４月より営農を開始した新規就農者に対する補助金の追加です。
　第２項「林業費」、第３目「復興推進費」は、林地崩壊防止事業において工事費の追加を行ったほか、特用林産物生産事業者に対するなりわい再建事業補助金を追加するものです。
　第３項「水産業費」、第２目「水産業振興費」は、被災した宇出津新港水産物加工施設の床の復旧工事等の追加です。
　第５目「復興推進費」は、漁業従事者へのなりわい再建事業補助金の追加のほか、被災した県漁協能都支所の荷さばき施設の復旧補助金を追加するものです。
　第７款「商工費」は、４，８７３万円の追加です。
　第１項「商工費」、第１目「商工総務費」は、能登杜氏組合能登町支部より派

遣以来のあった例大祭への参加旅費の追加です。

第２目「商工業振興費」は、事業承継を図るための準備経費を追加するほか、物価高騰対策として、ひまわりカードを所有する町民に対し、プッシュ型で１人当たり３，０００円分のポイントの付与を行うための費用を追加するものです。

第３目「観光費」は、観光振興対策事業において、姉妹都市である流山市で開催される防災万博及び京都で開催される被災自治体の認知・販路の拡大を目的とした「つながるマルシェ」への参加旅費を追加したほか、公園管理費において、遠島山公園内の支障木の伐採経費を追加するものです。

第４目「復興推進費」は、商工業事業者が行うなりわい再建事業補助金の追加です。

今回の制度の見直しにより、申請者の大半を占めています事業費が２，０００万円以下の方は、自己負担が１割となります。

第８款「土木費」は、３億５２８万１，０００円の追加です。

第１項「土木管理費」、第１目「土木総務費」は、航空法の改正により、災害現場の確認や測量などでドローンを使用する場合に資格が必要なため、講習会への参加負担金を追加するものです。

第３項「河川費」、第１目「河川総務費」は、北河内ダム周辺の除草及びトイレ清掃費用などの追加です。

第５項「都市計画費」、第３目「下水道費」は、下水道事業会計への災害復旧事業費補助金の追加です。

第６項「住宅費」、第１目「住宅総務費」は、災害公営住宅の施工業者決定のためのプロポーザル費用等の追加です。

第２目「住宅建設費」は、鵜川地区の災害公営住宅の測量業務のほか、宇出津地区の災害公営住宅建設に係る土地購入費用等の追加です。

第３目「復興推進費」は、被災宅地等復旧支援事業補助金の追加です。

第９款「消防費」は、６，９３５万４，０００円の追加です。

第１項「消防費」、第１目「常備消防費」は、宇出津分署の本署化に伴う工事費等や、システム改修及び無線局免許変更に係る奥能登広域圏事務組合への負担金を追加するものです。

第３目「消防施設費」は、小木分団詰所の上下水道加入金の追加です。

第４目「防災対策費」は、能登半島地震を踏まえた職員の行動マニュアルの改定業務を追加するほか、Ｊアラート現行受信機の老朽化及びシステム仕様の更新に伴う機器の更新費用を追加するものです。

第１０款「教育費」は、４，０７７万５，０００円の追加です。

第１項「教育総務費」、第２目「事務局費」は、旧柳田公民館柳田分館の解体

工事の追加です。
第２項「小学校費」、第１目「小学校管理費」、第２目「小学校教育振興費」は、指定寄附金を活用した備品購入であり、予算の組替えを行うものです。
第３項「中学校費」、第２目「中学校教育振興費」は、部活動指導員の増員に係る報酬等の追加です。
第４項「社会教育費」、第２目「社会教育施設費」は、柳田星の観察館「満天星」のプラネタリウム投影用パソコンの修繕の追加です。
第３目「公民館費」は、指定寄附金を活用した備品購入の追加のほか、令和８年度に更新を予定している不動寺公民館の現地測量業務を追加するものです。
第５目「青少年育成費」は、１１月１７日に宇出津小学校で行う「県民移動能」公演に係る経費の追加です。
第６目「文化財保護費」は、特別天然記念物に指定される希少鳥類の一種であるコウノトリを保護するための経費の追加であります。
第５項「保健体育費」、第２目「体育施設費」は、指定寄附金を活用した備品購入の追加です。
第３目「学校給食費」は、保護者の経済的負担を軽減する施策として、２学期から開始する小中学校の学校給食費の無償化に要する費用の追加及び予算の組替えです。
第１１款「災害復旧費」は、１０億３，９５８万６，０００円の追加です。
第２項「農林水産施設災害復旧費」、第１目「農業施設災害復旧費」は、８月の豪雨災害による農地・農業用施設の応急復旧費を追加するほか、能登半島地震で被災した七見体験農園の合併浄化槽の入替えに要する費用を追加するものです。
第２目「林業施設災害復旧費」は、８月の豪雨災害による林道施設の応急復旧費を追加するほか、能登半島地震で被災した林道施設災害復旧費を追加するものです。
第３項「公共土木施設災害復旧費」、第１目「土木施設災害復旧費」は、８月の豪雨災害による道路施設の応急復旧費を追加するほか、能登半島地震で被災した神和住地区の砂防施設、奥能登豪雨にて被災した黒川地区の砂防施設などに要する復旧費用の追加です。
また、道路災害復旧費（能登半島地震）及び河川災害復旧費（奥能登豪雨）において、未調査区間の調査完了による測量調査設計費の追加に伴う工事費との予算の組替えをするものです。
第４項「文教施設災害復旧費」、第１目「公立学校施設災害復旧費」は、松波小学校新築復旧工事費等の追加です。
第５項第１目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、能登半島地震

で被災した能登自動車学校をはじめ、柳田植物公園内のふれあいハウス修繕に係る実施設計、同公園内の合鹿庵、赤崎海岸休憩舎の復旧に要する費用及び縄文真脇温泉の送湯の仮設管の敷設替えに要する費用を追加するものです。

また、８月の豪雨災害による有線放送施設の応急復旧費も追加しております。

以上、この財源として、第１２款「分担金及び負担金」、第１３款「使用料及び手数料」、第１４款「国庫支出金」、第１５款「県支出金」、第１７款「寄附金」、第１８款「繰入金」、第１９款「繰越金」、第２０款「諸収入」、第２１款「町債」を追加し、収支の均衡を図っております。

議案第７２号「令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第１号)」は、５８８万円を追加し、予算総額を２３億４，３６３万６，０００円とするものです。

その内容は、子ども・子育て支援金制度改正に対応させるため、システム改修費のほか、震災減免に伴う保険税の還付金の追加であります。

議案第７３号「令和７年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」は、１，６７６万円を追加し、予算総額を４億２，２８６万２，０００円とするものです。

その内容は、国民健康保険特別会計と同様であり、子ども・子育て支援金制度改正に対応させるため、システム改修費のほか、震災減免に伴う保険料の還付金の追加であります。

議案第７４号「令和７年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号)」は、４，５４０万１，０００円を追加し、予算総額を３０億１，５６０万７，０００円とするものです。

その内容は、地域包括支援センター瑞穂支所の追加に伴う運営負担金等の追加をはじめ、認知症フレンドリー講座の２会場分の開催費用の追加、震災減免に伴う保険料の還付金、介護給付費等の精算に伴う令和６年度還付金の追加であります。

議案第７５号「令和７年度能登町下水道事業会計補正予算（第１号)」は、収益的収入において３，３２３万円を追加し、総額を９億６，７１８万８，０００円、収益的支出において４，１７３万円を追加し、総額を１１億２，６８５万８，０００円とするものです。

その内容は、農業集落排水事業において、マンホール引き抜き手数料や路面舗装の段差解消のための復旧費を追加したほか、漁業集落排水事業では、赤崎処理場仮設浄化層の管理期間の延長に伴う費用の追加であります。

資本的収入においては、８，０００万円を追加し、総額を３８億４，１０２万７，０００円。

資本的支出では、災害復旧に係る建設改良費として７，４００万円を追加し、

総額を４０億６，８６２万３，０００円とするものです。
その内容は、浄化槽工事の追加であります。
続いて、議案第７６号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、能登半島地震により被災した９つの集会所について用途を廃止するため、改正するものであります。
次に、議案第７７号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置の拡充を行うため、改正するものであります。
次に、議案第７８号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第７９号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員及び企業職員の育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を設け、利用しやすい勤務環境の整備を行うため、改正するものであります。
次に、議案第８０号「能登町ビジネスホテル誘致条例の制定について」は、町内にビジネスホテルを設置しようとする者に対し、固定資産税等の優遇措置を設け、観光客誘致の一層の促進を図るため、制定するものであります。
次に、議案第８１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、復興に関する各種委員会の委員として学識経験者が携わる際において、相応の負担が生じていることを鑑み、職務に応じた報酬を定めるため、改正するものであります。
次に、議案第８２号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律に伴い、個人住民税の特定親族特別控除の創設のほか、町たばこ税の見直し等、所要の改正をするものであります。
次に、議案第８３号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、都市計画区域の土地改良により新設された小字の登記が完了したことにより、小字に田之浦を追加するため、改正するものであります。
次に、議案第８４号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について」は、近年の農地面積の減少及び定員数の確保を図る観点から、農地等の利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を１８人から１２人に変更したいため、改正するものであります。
次に、議案第８５号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、公立宇出津総合病院において、近年の入院実績等を勘案し、病床数を１００床から９０床に変更したため、改正するものであります。

次に、議案第８６号から議案第８９号の「請負契約の締結の変更について」は、いずれも令和７年能登町議会３月定例会議において議決いただきました請負契約について額の変更がありましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第８６号「請負契約の締結の変更について」は、令和６年度能登町ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業及び令和６年度能登町高度無線環境整備推進工事（災害復旧）について、契約金額１億１，０２４万８，６００円を１億９０４万５，２００円に改めるものであります。

次に、議案第８７号「請負契約の締結の変更について」は、令和６年度６災５５６９号　町道１級藤ノ瀬宇加塚１号線道路災害復旧工事について、契約金額７，７３０万８，０００円を７，９４２万円に改めるものであります。

次に、議案第８８号「請負契約の締結の変更について」は、令和６年度６災５８６２号　町道鵜川矢波１号線道路災害復旧工事について、契約金額７，１０２万７，０００円を７，３７５万５，０００円に改めるものであります。

次に、議案第８９号「請負契約の締結の変更について」は、令和６年度６災９３８２号　町道恋路１号線道路災害復旧工事について、契約金額６，６４８万４，０００円を７，９００万２，０００円に改めるものであります。

議案第９０号「請負契約の締結について」は、令和７年度桜木団地浄化槽復旧工事について、８月２０日、指名競争入札を行いましたところ、６，２０９万５，０００円で、須美矢建設株式会社が落札いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第１号「令和６年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの７件の認定につきましては、令和６年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項並びに地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものであります。

なお、令和６年度の決算状況につきましては、別冊の令和６年度主要施策の成果説明書の中でも、決算額の概要を明記しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして、各議案等の提案理由をご説明させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

日程第３、議案第７１号から日程第２９、認定第７号までの２７件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑ありませんか。

５番　田端雄市議員。

５番（田端雄市）

７款１項４目復興推進費の町なりわい再建支援事業について、お聞きをしたいと思います。

今回、拡充をするという、上限１００万円を上限３００万円まで拡充するということで出されておるわけですけれども、このなりわい再建支援事業につきましては、６月の一般質問のときの答弁では、国、県への交付金を求めていくと、関係市町との連携を取ってやっていきますよという説明やったと思います。その具体的な行動をお聞きしたいのと、それと併せて、この復興基金を使っての拡充するという判断に至ったのはどういうことなのか、そこをちょっと説明を求めたいと思います。

議長（金七祐太郎）

ふるさと振興課、向井課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）

田端議員のご質問にお答えします。

まず、この制度の概要としてご説明をさせていただきたいと思います。

今回提案させていただきますのは、町のなりわい再建支援事業、これは石川県のなりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者に対しまして、町が独自で上乗せをする支援でございます。

これにつきましては、補助対象経費の５割、５０％が国、２５％が県、残りの２５％が事業者負担となります。その事業者負担の２５％のうち、町が独自で支援するということで、今までは事業者負担の２分の１、ただし、これは上限が１００万円でございました。今回、ご提案させていただいておりますが、今回、２分の１を５分の３、つまり５０％から６０％まで町が引き上げると。上限を１００万円からその３倍の３００万円としたというところでございます。

この３００万円を基に総事業費を算定しますと、２，０００万円の事業になります。２，０００万円のうち、１，５００万円が国・県費、残りの５００万円が事業者負担になりまして、そのうち町が６割、上限３００万円、事業者負担は２００万円となりまして、一応１割負担という制度設計でございます。

そうした点におきまして、今まで交付した事業者につきましては、２，０００万円以下が全てでございました。今回１５件分を上程させていただきますが、これは全て２，０００万円以下でございました。

それから、９月以降、今、県からお示しされておる見込みを見ますと、１８件分ございます。その１８件分のうち、１６件が一応は２，０００万円以下ということでありますので、１割負担となるという状況で、今回、予算として１，９００万円を提案させていただきました。

私からは以上です。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

説明ありがとうございます。拡充されたというのは、対象者にとっては非常にありがたいことだと思いますので、ただ、それでいいのかという話をちょっと聞きたいので、その経緯、どうしてこの形になったのかという経緯を、町長から説明をお願いしたい。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員の質問に答えさせていただきます。

６月の一般質問で、国、県のほうにもう少し支援をしていただけないかということを訴えていきたい、奥能登の市町と協力していきたいというふうに答えさせていただきました。

なりわい再建、まだ、そのときは９割に届いておりませんでしたので、なるだけ農業や水産業と同じように９割補助を皆さんに支援して頑張っていただきたいなという思いで、いろいろな面から考えさせていただきまして、当町が単独で支援するよりは、単純に県、国から支援をしていただいたほうが町の負担にならないということから、そういうふうにお答えをさせていただきました。

ただ、奥能登の市町とその支援の内容を比較しましたところ、その時点では

当町がまだ届いていない部分だったり、足りない部分がございましたので、そういう状況で他市町と協力して県や国に申し上げるという前に、当町でできる限りの支援ができないかということを担当課と協議をいたしました。

それで、今現在、能登町が支援できるのは、１００万円から３００万円までの拡充でありました。

あと、もうこれで私が目標にしていた９割に届いたかと、そういうことではなくて、できるだけ９割に近づけて、全ての事業者さんに９割の負担を行いたいのはやまやまではありますけれども、今現在、当町でできることはこれが精いっぱいでありまして、決してこれをもって９割支援ができたというふうには思っておりません。

できるだけ、皆さんの支援を今後もしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

町長の、９割にできるだけ近づけたい、また、対象者に対してはそういう形で支援をしたいという気持ちは十分に分かりました。

ただ、これは公約として出された話なので、私は、これはまず県から国からの支援金をもらえないという段階で、これは公約撤回になるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。まず、それを撤回した上で、さらに私は思うのは、この復興基金を使って今の拡充をしようという考え方については、もともとこれは国、県からの交付金を受けることを前提にして話を、この公約を進めていくという話だったので、そういう意味では復興基金を使うということは、枠が決まっておる復興基金を、その部分だけ減るということになりますよね。それは、そういう意味では、ただ拡充したいという思いだけでそこにいくということじゃなくて、まず、そういう意味ではその公約を撤回の上で、さらに復興基金を本当は使わなくて済む話やったものは使わなくちゃいけないという話になった事態に対して、一つは町民に対しての謝罪が必要なのではないかなと思います。その上で、私は拡充をさせてもらいましたというのがこの流れではないがかなと、こういう理解をしておりますけれども、どうですか。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

確かに、なりわい支援９割の公約を掲げておりましたけれども、どの公約につきましても私は現職でありませんし、議員から立候補したわけでありますので、明言することというのはなかなか難しいと思います。

私が公約に掲げましたのは、できるだけ９割に近づけたいと、そういう努力をしたい。そのほかの給食の無償化につきましても、やると言ったんじゃなくて、できるだけ無償化したいと、その努力をしたいということを皆さんに訴えしてきたものと思っております。

それで、どの財源を使うかというのは町の事情によって違うと思いますし、特にこの基金をなりわいのほうに使ったとしても、ほかの分を取り上げてこちらに優遇したということではなくて、それは町の財政によってどの基金を使うか、どこに支援をするかというのはそれぞれではないかなというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、当町の財政ではこれが手いっぱいであります、現在は。それを担当課と協議しまして、この支援をすることを決定いたしました。職員の皆さんは、ない財政の中から一生懸命努力してこの支援を考えてくれましたので、私がこれを謝るというのはおかしいと思いますし、そういうことには私はなっていないと思いますので、田端議員におかれましては、その辺を少し理解していただければありがたいなというふうに思います。

５番（田端雄市）

議長、質問ではないので。

議長（金七祐太郎）

手短にお願いします。

５番（田端雄市）

そうすると、まず、そのなりわい補助金が入ってこないということを前提にした公約の撤回もしない、それから、その復興基金を使ってやるというがに対しても、違ったものに使えるものを今そこに集中するわけですから、それに対しての本来行くべきところもあったはずなのに行かなくなったということもある。それに対しての謝罪もないという話なんですね。

これは、私は町長の政治姿勢を問うておるわけなので、そういう意味ではそこら辺の認識でよろしいですか。

議長（金七祐太郎）

質問、もうできませんよ。

５番（田端雄市）
ごめんなさい。そういうふうにして、私は理解しています。

議長（金七祐太郎）
すみません。公約とかそういう話になると、議案と関係なくなりますので、予算の中でやるんだったらいいんですけど、すみません。それ以上。
答弁要りますか。もう３回超えているので。

５番（田端雄市）
私の思いでお話ししました。そういう思いであるので、筋が通ってないんじゃないかなと私は思っているので。

議長（金七祐太郎）
それは議案とは関係なくなりますので。

５番（田端雄市）
この議案に対しては、私は反対しています。

（「申合せの事項、守ろうよ」の声あり）

５番（田端雄市）
以上です。

議長（金七祐太郎）
ほかに質疑ありませんか。
吉田町長。

町長（吉田義法）
この質問に対してはもう質問していただきたくないですし、これで私が最後に答えたいと思いますけれども、先ほどから申し上げたとおり、公約はできるだけそれに向かって実現するよう努力していきたいというふうに申し上げました。ですので、うそをついたわけでもありませんし、よそに使う費用をそこに回したわけでもありません。これについて謝罪を求めるというのは、私に対してというよりは、町職員に対して失礼な気がします。

以上です

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第７１号から議案第９０号までの２０件について、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第７１号から議案第９０号までの２０件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

決算特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

認定第１号「令和６年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの７件については、能登町議会委員会条例第６条の規定により、６人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第７号までの７件は、６人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第８条第４項の規定によって、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

決算特別委員会の委員に、

２番　小浦　　議員

４番　馬場　　議員

８番　市濱　　議員

９番　小路　　議員

１０番　酒元　　議員

１４番　鍛治谷　議員

以上の６人を指名します。

お諮りします。

以上の６人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました６人が、決算特別委員会の委員に決定しまし

た。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に、全員協議会室で決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ほかの議員、執行部は自席にて待機願います。（午前１０時５２分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時５６分再開）

委員長、副委員長の互選報告

議長（金七祐太郎）

「委員長、副委員長の互選報告」をいたします。

委員会条例第９条第２項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会委員長に、１４番　鍛治谷　議員

副委員長に、１０番　酒元　議員

以上であります。

請願第２号
趣旨説明

議長（金七祐太郎）

次に、日程第３０、請願第２号について、紹介議員の馬場議員より趣旨説明をお願いします。

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

それでは、請願第２号「能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再

開のための財政支援を求める意見書の提出を求める請願」の説明をさせていただきます。

令和６年能登半島地震において、半壊以上の被害を受けた被災者に対しては、国の財政支援の下で、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における窓口負担の免除が実施されてきました。しかし、石川県内の両制度では、保険者の財政上の理由により、本年６月末をもって免除が終了いたしました。

多くの被災者は、いまだ生活再建の途上にあり、経済的負担によって受診控えや診療中断が生じれば、重症化や災害関連死につながるおそれがあります。震災後の生活環境の変化や将来の不安、物価高騰や住宅費の増加などにより、医療ニーズはむしろ高まっている状況であります。

過去の大規模災害では、一旦終了した免除が再開された例もございます。医療費の免除は、被災者の健康と生活再建を支える上で欠かすことのできない制度であります。

よって、能登町議会として、国及び石川県に免除再開のための財政支援を求める意見書を提出するよう請願されたものであります。

請願者の住所、氏名は、金沢市本町、石川県保険医協会会長、三宅靖様でございます。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、私の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

ただいま議題になっております請願第２号の質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第２号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、請願第２号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第３１、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、９月６日から９月１６日までの１１日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、９月６日から９月１６日までの１１日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、９月１７日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散　会（午前１１時０１分）

開　議（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（金七祐太郎）

日程第１　一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず３０分以内となっておりますので、よろしくお願いします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許可します。

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。よろしくお願いいたします。

本日は、ふだん思っていることを少し述べさせてもらいたいなと思って質問をまとめました。

１点目ですけれども、苦情対応のさらなる整備を求めるということで出しました。

行政の対応について、その対応についての苦情が非常に多いと。そういうことも思いまして、改めて質問をするわけでございます。

庁舎を訪れるときには課題とか悩みの解決を求めて庁舎へ来るわけですけれども、なかなか来るときに本当に大変な思いをしながら解決したい、この思いで来られる町民がおられるわけですけれども、なかなかもう一つ寄り添った形の答弁があるんやろうか、こういったことが非常に感じるところであります。

私は、まちづくりの一番の基本というのは、行政と町民の意思疎通がしっかりある、これが大事じゃないかなというふうに思っております。どんなにいい

政策を打ったとしても、それが町民に理解してもらえない、また納得してもらえなかったら、まちづくりは一歩も進みません。そういう意味では、本当に窓口の対応が一番最初のステップになるわけですけれども、そこで本当に救い上げていく、寄り添っていくという気持ちがないと、なかなか進まないのではないかというふうに思います。

そういう意味では、行政と町民との垣根を低くして、そうして潤滑にしていくということが必要でないかなと、こういうふうに思っているところであります。

ここで町長にぜひお答えをしていただきたいと思っているわけですけれども、議員出身の町長としては、議員時代においても、そういった苦情の問題も様々経験されてきたと思いますけれども、また今後、町長の立場でどういうふうにしていくか、そしてまた自分個人ではなくて今度は町全体の話を統括していく立場にあって、どのようにしてそれを対応していこうと考えておられるのか、そのことをまず答弁いただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

おはようございます。

田端議員の質問に答弁いたします。

町民の皆様から寄せられる苦情やご意見につきましては、町長として重責を担わせていただく以前からも、真摯に受け止めることが町政運営の基本であると考えていました。

庁舎に設置している意見箱への投函、電話やメール等で寄せられる苦情については、以前から考えていたように、内容を速やかに担当部署と共有し、事実確認を行った上で、必要な対応を現在講じています。

特に住民の皆様が安心して暮らせる環境づくりのため、苦情の内容に応じて現場確認や関係機関との連携を図り、改善策を検討、実施しております。

また、苦情やご意見は町政の課題や改善点を把握する貴重な機会と捉え、今後も町民の皆様の声を町政に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

今ほど町長から答弁がありました。しっかりと受け止めて、そしてこれに対して対応していくという姿勢は大事だと思います。

それに対して、一つ、この間、意見箱、目安箱の話ですけれども、そういう話の中で、月どれぐらい来ているのかなというお話を聞きましたら、四、五件、数件やという話だったので、そういう意味では、なかなか町民の本当の思いというのは酌み取っていけないのではないか、このようにも感じます。

そういう意味では、苦情を処理するというだけでも大変なんでしょうけれども、でも、その苦情の件数をしっかりと増やして、しっかりこんな意見もあるんやなということを捉えていくという考え方、そういう捉え方が大事でないかなというふうに思います。

やっぱり苦情は苦情として受け止めるだけであれば、本当にこれに対しての解決というのは苦痛でしかないかも分からない。しかし、この苦情の解決は行政の新たな前進となるんだ、このようにして取り組んでいくことが大事でないかなと思います。

それが庁舎全体に共有されていくならば、町のそういった一つ一つの解決は新たな資源になってくるのではないかというふうに思います。その考えに立って前向きに、さらに前向きに取り組んでいただきたいと思います。

私も昨年の震災以来、様々な悩みに対して一緒に寄り添ってきました。なかなか行政の言葉が理解できないところがよくあるみたいで、そういう通訳に来ているのだというような思いもしながら寄り添って相談事に乗っておりました。

そうした話合いの中で、それぞれの各課においては、苦情の対応のエキスパートみたいな人もたくさんおるなということも感じておりましたし、そういった意味では、そういった人たちの能力みたいなものをしっかり生かしていく、そういったことも大事でないかなというふうに思います。

そういう意味では、簡単なお話ですけれども、一つは、苦情対応の整備をもう一回しっかりと整備していただきたいなと、こういうふうに思います。

以前にこういう苦情の対応の話をしたときに、研修会をやっていますとかそういう話で終わりましたけれども、そうではなくて、その研修会からさらに一歩、個々別々にどういう苦情をどういうふうにして処理しているのか、そういったところまでが大事ではないかと思います。

そういう意味では、先ほどもお話ししました、まず苦情をしっかりと吸い上げる、そういう仕組みをつくってほしい。

さらに、その苦情をしっかり受け止めて、そしてそれに対応する仕方。そして、さらにそれに対しては今度は公開していくということも大事でないかなと思います。こういう対応をしましたよと公開していくことによって、同じ質問、

苦情が来ないんじゃないかなということも考えます。
　さらに、そうしたことが各課ごとに掲示板などで周知していくことによって各課でも共有できる。また、庁舎としても共有できる。そういった話の中で一歩前進の改革のことが進んでいくのではないか、このように思っております。そういう意味では、共有していくということも大事だなと思います。
　私の経験した話でいいますと、こんな事案があったにもかかわらず、それが時間がたったらそれだけで終わってしまっているということを感じました。そういう意味では、それが課の中で共有されていくならば同じことは起きないと、このように思います。
　そういう意味では、せっかく大事な苦情、また課題があったにもかかわらず、もう一歩前進していくことができなかったという意味では本当に残念ではなかったのではないかなと、このように思います。
　私の今の提案に対しまして、改めての答弁がございましたらお願いしたいと思います。よろしく。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　ご指摘のとおり、各課や庁舎で課題を共有し、協力して解決に取り組むことは、住民と行政の協働によるまちづくりを進める上で重要な取組であると意識しております。
　目安箱やホームページから寄せられる苦情やご意見、ご相談につきましては、匿名や営業活動など回答することができない場合を除き、速やかに関係課で共有し、課題解決に向けて取組を行っています。
　職員間の連携と共有は、行政運営の効率化のみならず、住民サービスの向上にも寄与するものと考えており、今後も職員が一体となって課題解決に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（金七祐太郎）
　５番　田端議員。

５番（田端雄市）
　マイクが入ってなくて、先ほどは失礼しました。
　今ほど町長の答弁がありました。しっかりとそれを形の中でスキームとして整備していくという考え方は分かりましたので、しっかり一歩ずつ進めていか

れるような形で整備をお願いしたい、このように思います。

２点目のほうに行きます。インフラ復旧の優先順位を示せということで、お話をさせていただきます。質問します。

震災後１年９か月が経過しまして、なお各地域の特に道路インフラ整備には、まだまだ復旧の力強さが感じられません。こうした中では、町民の将来不安が消えることなく、時間を経るごとにさらに生活不安を抱かせてしまうように思われます。

さきに復興計画としてつくっていただいたあの計画の中を見させていただきまして、私は、どのように進んでいくのかなというふうに思っていたところにあの計画が出てきまして、この時期には復旧期なんだよと、復旧期でやることはこうなんだよと、再生期はこうなんだよということが一つ一つ示されていて、大きな一つの目印になったなという思いがあのときいたしました。

今、大きな町の流れは、そういうふうに示していただきましたので、本当にそれは一つの安心感にはつながったなというふうに思っております。

しかし、今の時点において、今度は我が地域においてどのようにこれが進んでいくのかなというところが、今一番の町民にとっては関心事になっていると、このように思います。

そこで、地域ごとに道路インフラ整備の整備順位というか優先順位というか、そういったものを示して可視化していくということが、より町民に安心感を持っていただく、そういった方向になるのではないか、このように思っております。

その意味では、農業関係事象、それから道路、下水道、上水道など、いろいろ各課入り交じっての復旧・復興をしていかなくてはいけないという状況にあると思うんですけれども、そのインフラ復旧の進捗をスケジュール化、また可視化していく、そういった案内を住民に周知していってほしいと、このように強く思うところであります。

これは執行部のほうも当然に考えて、頭の中でこうして進めているとは思いますけれども、それが町民に伝わるようにしてもらう。それによって、言ったとおり安心感を与えていく話になってくると思います。

今回の災害に対しての話ですので、非常に大変な災害復旧の事案がたくさんある。その中で一つのものに示していくというのは非常に難しいのかも分かりませんけれども、従来も地域の工事については、工事図面をつけて、そして、こういうふうにいつまでの期間においてしていきますよという案内をしながら進めてこられたはずです。そういう意味では、今回も大ざっぱでもいいですけれども、大きくこういう形で進んでいくよということがもし可視化して出せるものならしっかりと安心が与えるものになっていくと、このように思っており

ますので、どうかそこら辺をしっかりと復興推進課、調整をしていただきながら、ぜひそういう形で進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

質問に答弁いたします。

今後の復旧イメージの可視化については、住民の皆様に安心感を持っていただくためにも、地域ごとの復旧状況や方針を分かりやすく示すことが重要であると認識しています。

当町では、昨年の能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により町内全域が甚大な被災を受けており、現時点で具体的な箇所ごとの復旧スケジュールを詳細にお示しすることは困難な状況です。しかしながら、町民の皆さんに、いつ頃復旧するのかということは、できるだけ細かくお示しすることが皆さんに目標を持ってもらう、そしてめどを立てていただくためにも必要だということは議員のときから申し上げておりました。

町民の皆様に復旧方針を分かりやすくお伝えするため、現在、インフラを管理する建設水道課、農林水産課が中心となり、庁内連絡調整会議の立ち上げ準備を進めております。この会議では、各地域の被害状況や復旧の優先度を整理し、町民の皆様へ情報発信の強化を図るとともに、復旧事業の進捗管理を徹底してまいります。

特に、道路が崩壊して通り抜けができない箇所については、住民生活や物流に直結することから最優先で発注の準備を進めております。また、市街地においては、下水道や水道の復旧に合わせて、道路の復旧も同時に進めるほか、埋設物の影響がない箇所については、順次、復旧工事を実施しております。

今後は、町内全域の復旧事業の進捗状況を定期的に公表し、町民の皆様がご自身の地域の復旧状況を把握できるよう、町の広報やホームページ等で公表するとともに、１１月には地区別住民懇談会を開催し、地区ごとの復旧状況や見通しについてお示しする予定であります。

町民の皆様が安心して暮らせる環境の早期回復を目指し、国、県、関係機関と連携しながら着実な復旧・復興に取り組んでまいります。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

適切な答弁ありがとうございました。本当に住民の安心感、この先どうなっていくのかなということを考えると、今町長の答弁された形で、ぜひ進めていただきたいと思います。

それによって、自分の近い将来、そしてまた少し先でも、このようにしていけばいいなという感じの考え方もまた出てくると思いますし、そういったことをしっかりと後押しするような今の事業になるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３番目の質問に移ります。

３番目、学校体育館のエアコンの設置を求めるということで質問を出させていただきました。

これは１２月の議会に質問した件であります。前回は、学校体育館の補助が出された段階での質問でありましたので、なかなかその後の国の答弁、支援をはっきりした形になってから出すよという話でもありました。

そういう意味では、今回、空調設備整備臨時特例交付金が新設をされました。そして補助率も手厚くし、そして実質、町負担率を２５％として、初期費用も抑え、また、補助案件の懸案であった断熱性の確保については後年度実施も可能とするということで、ランニングコストなんかも非常に取り組みやすい、そういった形のものとして出てきたものであります。

そういう意味では、対象期間も２０３３年までというふうに延長されていると認識しておりますので、しっかりとそういった取組をする時期に当たっているのではないかなというふうに思います。

そうしたことの認識の上で、自然災害の最近の報道などから、より設置の緊要度も増したなと思いまして、改めてこの提案をするものであります。

先月末、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源とする巨大地震で津波警報が出された際には、避難先の学校体育館で熱中症が疑われる人が少なからずいたとの報道がありました。

今年の真夏日は、１０１年ぶりに最多日数を更新したと報道もありました。気候変動対策も取れないままのこの状態に対しまして、子供たちにとっても、また、いざというときの住民にとっての危機管理上、安全・安心の居場所確保が急務と考えます。

町は、指定避難所でもある学校体育館のエアコンの整備計画を早期に着手すべきであると考えますけれども、いかがでしょう。よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

指定避難所となる学校体育館のエアコン設置は、児童生徒の学習環境の向上のみならず、災害時における避難者の健康と安全確保の観点からも重要な課題であると認識しております。近年の猛暑の影響により熱中症対策の緊急性が高まっていることから、体育館への空調設備の整備は、早急に検討すべき事項と考えています。

現状では、普通教室へのエアコン設置は完了しておりますが、体育館については未整備です。今後の事業計画において、優先順位や設置時期を明確にし、段階的な整備を進めてまいります。

施設の老朽化状況や利用頻度、避難所としての機能等を総合的に勘案しながら、計画的な整備スケジュールを策定していく方針です。財源確保や工事期間の調整など課題もございますが、関係機関と連携し、早期の整備実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

早期の整備計画に着手するという話で、ありがとうございます。しっかりと、近年の暑さ対策に対しては、本当に大変なところに来ているんじゃないかなと思いますので、しっかりと整備をしていただきたいなと思います。

これがまた避難所という意味合いも持っての学校体育館のエアコン設置ですので、そういったことも合わせて、しっかり町全体としても、教育だけでなく、町全体としてもぜひそれは優先的に考えていただきたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、４番目のシビックプライドの考えでまちづくりを進めよということの質問をいたします。

このシビックプライドについては、私もあまり知らなかった話でしたけれども、本を読んでおりましたら、いろいろ交流人口とか、それから定住人口、いろんな形で町に人口を集めていく、また関連づけていくという動きの中で、本当に今大事なことはこういった考え方も必要ではないかなという思いがしまして、提案するものであります。

各自治体においても、特に能登町においては、震災後の人口動態が厳しい推移になってきておりまして、人口減少の波もどんどんどんどん進んでいく、こんなような形の中にある。このように思っております。

こうした中で、町としては、それぞれの担当部署の努力によりまして、定住の促進、また関係人口の創出にも力を注いでいただき、その努力もあって、これまで２０８組３５４名の移住者も数えることができたと、このような報告も聞いております。大変な数だなと、こんなことも思っております。

こうした人口の動きを見ると、移住者を含め、どのように今後のまちづくりを進めていくかということが次の大きな課題になってくるのではないかなと思います。いわゆる従来の町の人、住民と、そして定住になってくる、また関係人口で入ってくる、そういった人たちの話の中で、どのようにして全体のまちづくりをしていくのかという、そういった理念みたいなものが必要になってくるのではないかなと、このように思っております。

移住者にとっては、地域に入って移住してきた当初の希望も果たしながら、そしてさらに地区、地域づくりに参画していくという、そんな未来を思い描いていただきたいなと、このように思っております。

シビックプライドの考えは、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする当事者意識に基づく自負心を指すと言われております。ここで想起するのは、郷土愛という言葉もありますけれども、郷土愛は、自ら育った地域が欠かせない一つの要件になります。

シビックプライドは、そういった自ら育った地域ということは直接には関係ありません。また逆に言えば、もともとの住民が新たなイノベーションを起こし、地域貢献に関わっていくことをもシビックプライドに基づく行動と言えるのではないかなと、このように思っております。

その意味から、先行自治体が幾つかありますので、そこら辺の求めるものは何かということをちょっと紹介したいと思います。

栃木県の足利市では、市民のシビックプライドの意識が高まれば、転出者が減り、移住希望も増えるというふうにして目指しているところでございます。また、三重県の伊賀市では、定住やUターン人口の増加、市民による情報発信の増加といったシビックプライドの効果に言及をしておるところであります。また、長野県の上田市では、シビックプライドの醸成によって転出者が抑制され、定住人口が増加することも目指しているということに記載されているようであります。

こうした自治体の狙いは、人口減少の状況に抗してまちづくりを進めることであります。

本町においても、さらに新たな町のよきところの発見を期して、シビックプ

ライドの醸成を図り、仕組みを提示していくことが必要と考えます。シビックプライドの思想と理念を学び、我が町に生かしていく考えはありませんか。答弁を求めるものであります。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員がおっしゃるとおり、少子高齢化が進行する中で、地域社会の持続的な発展を目指すためには、町民一人一人が自らの町に誇りと愛着を持ち、主体的にまちづくりに参画するシビックプライドの理念が重要であると認識しています。

シビックプライドの理念は、町民が自らの歴史や文化、自然環境を再認識し、次世代へ承継、継承していくという思想に通じるものであり、町民が自信と誇りを持てるまちづくりの根幹となるものであり、地域外からの復旧やボランティアなどで携わった方々も含め、協働によるまちづくりを進めていくこととします。

現在、当町では、第３次総合計画の策定を進めており、目指すべき町の姿と、それを達成するための施策の大綱である将来ビジョンの最上位の仕様として、町民の幸福度の向上や関係人口を増やすことを設定することを検討しています。

町民のみならず、復興を機につながりや関心を持っていただいた一人一人が能登町の担い手となり、互いに支え合いながら持続可能なまちづくりを実現するため、シビックプライドの理念と思想を学び、行政施策や地域活動に積極的に生かし、町民の幸福度向上に資する施策を展開していくことで、少子高齢化という課題を乗り越え、未来へつなぐ能登町を目指してまいりたいと考えております。

議長（金七祐太郎）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

答弁ありがとうございます。

定住者、移住者、そして関係人口の人がどのようにしてこの町を見て、そして町に対してどう関わっていくのかということがこれから大事なのではないかなというふうに思います。

なかなかこれは難しいところだと思いますけれども、それぞれの地域におい

て、祭りの参加とか、いろんなイベントについての参加などが見えて、それぞれが、いろんな形の人が絡んできているというのも見受けられます。そういう意味では、そういったところにどのようにしてまちづくりに結びつけていくのかというところがこれから大事ではないかなと思います。

そういう意味では、シビックプライド、我が町は何を求めて、みんなでまちづくりをしていこうかということを掲げるべきだと思いますし、また、そういったシビックプライドに基づく活動に対しての支援の方法も考えてもらえばありがたいなと、こういうようなことも考えております。

いずれにしましても、人口減少は避けられない時代に来ておりますし、その中では、一人一人が町に定住する、また住んでいる一人一人がこの町がよかったと、この町に来てよかったというような思いを抱いていただけるような、そういったまちづくりをぜひ町長主導で求めていっていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、５番　田端議員の一般質問を終わります。

それでは次に、８番　市濱議員。

８番（市濱等）

質問の前に、一言申し上げたいと思います。

この９月１０日から１６日の昨日までの実質４日間、議員の皆さんの負託を受けて審査をいたしました決算特別委員会において感じたことは、震災当初から今日に至るまで、全国からの支援、ボランティアの皆様、そして全国各地から当能登町に派遣されている多くの職員の皆様に心より感謝を申し上げます。例年にない規模の予算を監査いたしましたが、執行部はじめ一般の方々、町の職員、また町の職員のＯＢの方々に改めて心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

県、自治体への国の原発立地による財源支援について。

国は、原子力発電所がある県、原発が立地されている市町村及び原発から３０キロ圏内の市町に対し、財政支援を行うと発表をいたしました。

石川県では北陸電力志賀原子力発電所が対象でありますが、対象の市町は志賀町、輪島市、七尾市、宝達志水町、中能登町、羽咋市、かほく市、富山県氷見市が対象となる予定だと聞いております。これは半径３０キロ、この円の中

から漏れた能登半島、能登町、珠洲市は、現状を見ると、万が一のとき避難経路が断たれて、住民は行き場を失うことになります。現状があると思います。海上避難も考えられますが、海上はなぎのときばかりではありません。こんなことを想定すると、誰もこの地域には住めなくなります。

このようなとき、避難シェルターが十分に用意できるということこそ住民を思いやる政策だと思います。シェルターを造成する、つくる予算配分こそ私は政策だと考えます。

このような現状を把握し、半島の突端も含め、財源補充が必要だと考えます。特に、避難できない市町にこそ原発地財源が必要であります。このようなことを考えております。

今、懸命に復旧・復興に全力で取り組んでいる中での発表に気をもんでおります。議会、当局とともに各方面に働きかけねばならないと考えますが、町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

市濱議員の質問に答弁いたします。

ご指摘のとおり、財政支援の対象地域が半径３０キロ圏内まで拡大されましたが、能登町及び珠洲市は対象外となっており、志賀原発からの距離を考慮すると、能登半島の突端に位置する当町と珠洲市も災害時の避難経路や住民の安全確保に課題があることは十分認識しています。

原子力災害時には、広域的な避難や支援体制の整備が不可欠であり、県外であっても実際の被害や影響が及ぶ可能性は否定できません。特に能登半島の地理的特性から、避難経路の確立や交通インフラの整備は重要な課題です。

町としては、これまでの防災計画や復興計画の中でも広域連携や避難体制の強化に取り組んでいますが、国の財政支援が拡充されることで、より一層の安全対策や地域振興が期待されます。

今後、国や県に対し、当町も財政支援の対象地域に含めるよう機会を捉えて要望したいと考えております。

また、避難経路の確立や防災体制の強化についても、関係機関と連携しながら引き続き取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

お互いに頑張りましょう。

次に、住家被災判定について税務課にお尋ねをいたします。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震、罹災証明判定基準について、疑問に感じている部分があります。

地下の亀裂の判定についてでありますが、私、下手なパネルですが、こういうふうな、宅地の横断でなければ全壊の判定が下りない。私は、住宅の一隅の亀裂でも、その住家に住めない場合があります。このような現場、場合でも住家判定を半壊以上に判定すべきだと考えるものでありますが、当局の考えをお聞きします。

議長（金七祐太郎）

蒲田税務課長。

税務課長（蒲田政彦）

市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

能登半島地震における罹災証明書の判定基準につきましては、内閣府の被害認定基準運用指針に基づき判定を行っております。

その中で、地盤等の被害程度を判定する場合、木造、プレハブ住家においては、地盤面の亀裂が住家の直下を縦断、横断する場合のみ、全壊と判定することになっております。

議員ご指摘の一部一角に亀裂がある場合、現状の判定基準では全壊とは判定しません。また、本年７月に、今回の能登半島地震を踏まえ改定された被害認定基準についても、一部一角の亀裂を全壊とする規定はありませんでした。

今後も、この基準に基づき適切に判定を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

大変厳しい法定にのっとった回答でございました。ありがとうございます。

このことについて、鉛筆をなめる首長の判断が非常に大事だと話す方々がおいでになります。事は法律で、首長が法を犯すことはできないと私は思います。基準に準じて判定するのが担当者、町の責務と考えております。非常に悩まし

い事案ではありますが、我々が努力して、これは法律を変える努力、我々地方の議員から県議会、はたまた国会議員の努力を待たねばならないと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

内浦海域海底調査を早急に実施して公表してほしいということで、質問をいたします。

私が質問しようと今朝、海を眺めていますと、朝日が上るその水平線に、大陸のような飛鳥Ⅲらしき船艇が悠然と七尾港を目指して航行しておりました。壮大であります。

先日、報道で、金沢大学と富山大学が共同で輪島市沖合、白山瀬で海底調査を行い、海底の詳細図を公表し、地域住民に周知したという報道がありましたが、我々の内浦側はどうなのか。能登半島は大和堆、大和海盆、白山瀬、大陸に面している日本海輪島側は、海底が比較的浅く、２５０メートルから５００メートルと言われており、隆起したとの情報であります。隆起している状態であります。起きています。

能登半島は、比較的浅い水深の日本海海域の大陸棚と、水深の深い富山湾、富山トラフに面した内浦海域とがあり、私が言うまでもなく、能登町はこの深い富山湾に面しております。特に私たちが住んでいる小木、御舟崎、宮崎の城ヶ崎地区は、深海が身近に迫り、揺れると海へ引き込まれるような感覚になります。

先日も能登地方、能登町と穴水地方に震度３、マグニチュード４．２の地震があり、頻繁に起きる地震に気をもんでおります。私は、前面が富山湾に面し、立山連峰が間近に見える海岸線に住んでおりますが、震災後しばらく姿を見せていた島、くりが最近では海底に沈み、姿が見えなくなり、かなり心配しております。大潮警報が出ている現状はありますが、私は大潮のみではないと感じております。

私は、海上保安庁からいただいた海底地図でありますが、私たち住んでいるところは、大変富山湾の深い、深さが近い小木地区、宮崎地区に住んでおります。どのような状況にあるのか早急に調査を実施して、町民に安心を届けるのも必要と考えております。町に情報はあるか、調査機関に要請する考えはあるか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

ただいまご指摘いただきましたとおり、富山湾は、日本海側でも特に深い海域であり、沿岸から急激に深くなる地形が特徴でございます。小木、宮崎地区は、この富山湾の深海に近接しており、地形や海底環境の変化が地域住民の生活や安全に大きな影響を及ぼす可能性がございます。

震災後、金沢大学及び富山大学によりまして、輪島沖の海底調査において海底地形に変化が認められたとの報道がありました。

我々の町が位置する内浦海域における海底の変化は、少なからずあったのではないかと思われますが、現在、町単独で詳細な海底調査や科学的判断を行うのは非常に困難であります。そして、このような専門機関の調査結果を今後は最大限に活用いたしまして、防災・減災対策に反映したいと考えております。

町としましては、関係機関と連携しながら、津波や地震等の災害リスクが高まる場合には、迅速な避難や安全確保に向けた体制整備を進めてまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

８番　市濱議員。

８番（市濱等）

震災直後、国土地理院に問い合わせましたところ、能登町では四明ケ丘に計測箇所が１か所あるということで、その当時は１センチの沈下が見られるというふうに言われておりました。

いたずらに町民に恐怖心をあおるつもりはございませんが、漁業関係者、そして特に底もの、エビ、カニを漁とする関係者が心配をしております。

私は、その後、徐々に地盤沈下が進んでいるように感じる。大潮と報道などで言われますが、現状はどうか、ぜひ調査を進言していただきたい。海岸線に住んでいる方々に情報を発信して安心を届けていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、朝ドラ誘致についての質問については、時期等を鑑み、割愛したいというふうに思っております。

次に、交通安全機関への活性化対策については、警察機関との連携が非常に大切で、町独自での判断は回答が至極困難かというふうなことで、質問を見送らせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

中学生議会を傍聴して、どの生徒も誠に真剣に町の将来、町の防災の在り方、個々人の防災に対する考え方が定着していて、私は感心というより大変安心をしております。

震災前から、小木の旧小木中学校、防災教育が徹底していて、当時の小川正校長先生の熱心な指導が実を結び、全国表彰も受賞されて、地域に根差していることは、皆さん周知だと思っております。このすばらしい考え方、活動が能登町の生徒たちに定着しております。私は、教育のありがたい、大切な一面を肌で感じております。

この中学生が、生徒たちが防災士資格取得、防災活動に取り組む際に、町としてできる限り支援すればと考えます。

また、このすばらしい環境が能登高生徒の研究心をもかき立てているような気がします。学生たちは、先日も東北に研修をしております。この英知と経験を大切にする行政であればいいと考えております。

入札制度で、消防団の雇用人数によって入札ランクがプラスになるような政策もございます。防災士資格取得に対し、様々な利点、特典を加味するようなことも必要ではないかと考えるところであります。

また、中学生議会において、１人の議員が防災活動、ボランティア活動に対し感謝を伝えることについて質問されていましたが、私は、若い人たちに対し、これが最も大切と考えております。自分の大切な時間を公に奉仕する、活動する。このことを周りが認め、たたえることは、非常に大切と考えます。この人にとっても、周囲の人たちにとっても励みになります。

ぜひ、いいことがあった場合、間髪を入れずたたえることを実行していただきたいと思います。このことについて、お聞きいたしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、答弁させていただきます。

まず、中学生議会で生徒の皆さんが真剣に防災について質問されたこと、また防災に対する意識が着実に定着していることを大変心強く感じております。

そして、防災士資格につきましては、中学生でも取得が可能であり、受講料の補助も行っております。資格取得に向けては、講座の情報提供などを行い、受講しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、能登高校の生徒が支援をきっかけとし釜石高校の生徒と交流し、東北地方を視察したことは、地域防災力の向上に資する大変有意義な活動であります。町といたしましても、こうした自主的な活動への支援について、能登高校を応援する会と連携し、また検討してまいりたいと考えております。

そして、町防災士会におかれましては、能登半島地震をはじめとする災害時

に避難所運営やボランティア活動など幅広くご尽力いただき、深く感謝申し上げます。
　また、当町では、令和５年度より、工事などの入札参加資格における主観点数について、防災士の雇用事業者に対しては点数の加算を行っており、また、町職員の災害対応力強化のため、本年度から防災士講座の受講を業務とするとともに職員研修に組み込むこととといたしまして、防災士職員の増員に取り組んでおります。
　そして、中学生議会で提案がありました、ご支援いただいた方々の声や取組をお聞きし、感謝の気持ちを伝え、共有することは、とても意義のあることで、町の絆も深まり、防災意識も高まると思われます。
　しかしその一方、今もなお支援活動は継続しており、活動報告や交流の機会などをどのように設けることができるか関係機関と今後も協議してまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）
　８番　市濱議員。

８番（市濱等）
　しっかりとした答弁をいただきました。ありがとうございました。
　何事も時間がたてば色あせます。よいことには間髪を入れず実行していただきたい、このように思います。
　町の表彰も、ちょっとずれますが、５年周期と言わず、毎年実行するようなことがあればと考えます。山本五十六元帥は、褒めてやらねば成長しないと言っております。
　以上で質問を終わります。

議長（金七祐太郎）
　以上で、８番　市濱議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）
　ここでしばらく休憩いたします。
　１１時１０分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。（午前１０時５６分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

それでは、会議を再開いたします。（午前１１時１０分再開）

次に、１４番　鍛治谷議員。

１４番（鍛治谷眞一）

初めて吉田町長と対峙して、この席に立って、年がいもなく少し緊張しております。よろしくお願いいたします。

本年４月１０日、令和７年度の年度の始まりとほぼ同時に、たくさんの方々の期待をしょって能登町長の任に就かれました。

前任の町長には、順調な航海のさなか、想像だにしなかった大激震の能登半島地震が発生。町民の驚き、怖さ、悲しみ、絶望感を乗り越えるために東奔西走された１年３か月であったろうと。そう思うと大変ご苦労さまでしたと感謝したいと思います。

吉田町長には、そんな悲しみ、苦しみの負の遺産も、また逆に負けてたまるか、そんな能登人の闘志、その全てをそのでっかい体に受け止めて、今、答弁席に着座されていると信じて、私もこの質問席に立っております。

ただ、大変厳しい言い方ですが、主役は町長ではありません。もちろん私たち議員でもありません。主役はいつでも町民。この町民を真ん中に置いて考えないといけないと思っています。

そのことをともに認識して、共有して、この議会で質問をしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

今回の質問は、災害の規模が大き過ぎてどうなるのか見えてきません。きっと百点満点の答案用紙は書けない、そんな難しい事態であろうと思います。

ただ、町民の誰もがいつ取りかかるんだろう、どんな工事するがかね、でも避けては通れない大事業だろうけど難しい工事なんやろうね。そんな疑問が皆さんの心の中で渦巻いています。

大きくは３件について質問しますので、よろしくお願いいたします。

１件目の質問は、昨年９月議会で前任町長に質問した藤波―鵜川桜木間の国道２４９号線に並行する通称農免道路の崩落箇所、間島地区の件について尋ねます。

そのときの答弁は、９月時点で国の災害査定の準備を進めており、９月中に検査を受け、その後、実施設計に取りかかり、令和６年度中に工事を発注し、令和７年度中に工事完了を目指したいと、こういう答えでした。今のところ、その事業が前に進んだとはあまり実感してないんですが、この昨年中の計画は

どうなったのか、どこまで進捗したのか、お答え願いたいと思います。
そして、残念ながら、先月８月１２日、断続的に降り続いた大雨で土砂崩れが発生し、側溝の排水口の先端部を海岸のテトラの足が塞いでいたため、石、流木、泥水が詰まってしまい、地区の大半の住宅で床下浸水してしまいました。驚いたことに、海岸のほうの２４９号線まで水につかっておりました。
私も現場に行って、もう少し前へ進みたいと思ったけど、このまま行ったら車は止まってしまうな。やむなくバックをしたくらいの水の量でした。
大変だったのは、排水口の近くのパン屋さんです。冷蔵庫、パン焼きストーブ、原材料の小麦粉。水につかったら廃業せねばならない。必死の思いでママさんメンバーたちみんなで泥水をかき出していましたが、次の日の朝方までかかったそうです。当然、稼ぎ時のお盆はずっと店を開けられず、経営者の女性の、もうやめようかなと思ったとの声に私は何も言えませんでした。
農免道路の谷部分のさらに上のため池が決壊しているとの情報もあります。
何よりも怖いのは、いつまた線状降水帯のような豪雨が来るか分かりません。農免道路のこれからの対策、計画、見直しについてお答えください。
そして、現在も側溝のところの底部には石や流木がまだかかっております。その片づけについてもお答えください。
よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）
内糸建設水道課長。

建設水道課長（内糸英和）
鍛治谷議員の御質問に私のほうから答弁させていただきます。
８月１１日夜半からの断続的な大雨により、間島地内では土砂崩れが発生し、水路が流出土砂で詰まったことにより一帯が床下浸水し、さらに国道２４９号まで冠水する事態となりました。
今回の冠水は、通称農免道路と言われている町道藤波矢波１号線を横断している渓流の上流に位置するため池の堤体の一部が崩壊し、立木を巻き込みながら土石流が発生したことが要因と考えられます。この土石流が下流の国道の横断及び町道の暗渠部分の入り口に詰まり、冠水被害を拡大させました。
町では、暗渠部分及びその上流の側溝の土砂除去は実施しておりますが、土砂崩れの応急対策として、その農免道路上流側の沢で土砂止めの設置を検討しており、今後の再発防止に向けた対策も合わせて進めてまいります。
昨年９月議会において、この農免道路の崩壊箇所についてご質問をいただきました。その際の答弁では、地震による盛土区間の崩壊と水道管の破断、仮設

配管の設置、排土の応急対応工事の実施状況、そして国の災害査定の準備を進めていること、工事発注完了の見通しについて、ご説明いたしました。

現況についてですが、この農免道路の崩壊箇所は昨年９月に国の査定を受検しております。しかし、その後発生した９月の奥能登豪雨への対応により測量及び地質調査の着手が遅れることとなりました。本来、昨年末より測量及び地質調査を開始する予定でしたが、積雪の影響により３月からの着手となり、現在、詳細設計を進めている状況です。

今後の計画としましては、現在進めている詳細設計を基に、年内の本復旧工事の発注を目指しております。復旧に当たっては、国道２４９号の代替路線としての重要性や災害時の避難路としての役割を十分に考慮し、早期の供用再開に向けて鋭意努力してまいります。

町民の皆様には、長期間にわたりご不便をおかけしておりますが、引き続き安全確保と早期復旧に向けて取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

１４番　鍛治谷眞一議員。

１４番（鍛治谷眞一）

今のご答弁では、農免道路の大崩壊と今回の冠水被害は言ってみれば同一線にあるものというふうに認識されて、農免道路に関しては、今ほどの課長のお話だと現在進めている詳細設を基に年内の本復旧工事の発注を目指していると。そのことで了解したいと思います。

あと、側溝の底掘りについては答弁がなかったようですが、合わせて排水路の堆積した石や流木、泥に関しては、できるだけ早く撤去してもらわないと、いつまたどんな雨が来るか分かりません。今すぐにでもまたあふれそうな状態であるということを私は何度か見ております。どうかよろしくお願いします。

そういえば、大変うれしい話もありました。先ほどのパン屋さんの工房に水が入るかもしれない、入ってしまった。そのときに真っ先に駆けつけてくれたのは三波分団のメンバーたちでした。その後、常備の消防署のメンバーも来てくれたんですが、ママさんたちに聞くと、あのときに何と心強いもんだろうと、消防団ってありがたいな、そんなふうに思ったそうです。どうかどこかでお会いしたら、町長も総務課長も消防の皆さんに、ありがとうということをおっしゃってもらえるとうれしいなと思います。

私たちもどこかで、もっと分団のこと、消防のことを理解していかなきゃいけないのかなというふうに思います。

それでは２件目の質問をいたします。

現在は旧の国道２４９号線から町に移管されて町道になったと理解しておりますが、宇出津市街から十八束、時長を経て松波に向かう連続する２つのトンネルの出口で発生した大規模な崩落で塞がった現場は、地震発生直後から手をつけられないままの状態のようですが、さらに崩壊が広がっているように見えます。

私の情報収集力が弱いのか、復旧の話が全く入ってきていません。現時点での進捗と、これからの見通し、計画の説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

内糸建設水道課長。

建設水道課長（内糸英和）

鍛治谷議員のご質問に答弁させていただきます。

御質問の被災トンネルにつきましては、町道１級宇出津８号線の宇出津第３隧道であります。当該トンネル出入口付近では、地震発生直後から大規模な崩落が発生し、特にのり面上部には崩れそうな大きな岩が残っており、応急的な土砂撤去作業は非常に危険な状況となっております。そのため現場の安全確保を最優先し、慎重な対応を進めてまいりました。

そうした中、昨年９月の奥能登豪雨への対応により、測量及び地質調査の開始が遅れ、今年３月から詳細設計に取りかかっているところであります。復旧工法や工事内容については、国との協議が必要とされておりますので、関係機関と連携しながら慎重に進めているところであります。

宇出津第３隧道は、宇出津市街地と国道２４９号を結ぶ重要な道路であり、地域住民の生活や観光客の利便性確保の観点からも早急な復旧が急務であると認識しております。現時点では年内の工事発注を目指して準備を進めており、今後も安全対策を徹底しつつ、復旧工事の早期着手完了に向けて全力で取り組んでまいります。

また、復旧までの間は、現地の案内看板の設置や町ホームページ等で迂回路情報の提供を行い、利用者の皆様への周知に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

１４番　鍛治谷眞一議員。

１４番（鍛治谷眞一）

宇出津第３隧道というんですね、あのトンネル。知りませんでした。勉強不足で申し訳ない。

さっきの農免道路といい、このトンネルといい、起きてから、９月２１日の大豪雨が重なってきて、その対応にも追われたということで、国、県との折衝も一旦止まってしまったと、なかなか進まなかったというような状況だというふうに私のほうは推測、理解いたします。

また、災害規模が大き過ぎて国との協議が必要であると。そこら辺でこうしようああしようじゃなくて、国と抜本的にやらないととても対応できない規模だというふうに思います。そのことも理解はしたいと思います。

ただ現在の、先ほども言いましたが異常気象は、豪雨、竜巻、台風、何でもござれで、大変いつでも危険なタイミングでいることを私たちは自覚せねばいかんのかなというふうに思っています。それだけに、なかなかできないかもしれないけれども、スピード対応を求められているので、県や国への働きかけもどうか積極的にお願いいたします。

なお、トンネルには通行止めという看板と、工事中につき通り抜けできません、迂回願いますという立て看板があります。お盆休み中、立ち往生しているバイクの五、六台の集団。それから家族連れの車。そんな方にお会いして道案内しました。せめて迂回路線の案内図や地図の設置をお願いいたします。

それでは、これも国のほうに積極的にやるしかないというふうに思いますので、３件目の質問に移ります。

西村卓也京大教授は、この地震で、奥能登の沿岸部では沈降、沈下が進んでいると。海面が相対的に高くなって津波や高潮の浸水被害が多くなる。対策を考えたほうがよい。なお、大事なこととして、沈降、沈下が止まるにはまだ１００年程度かかると学説を発表しています。

８月６日からの大雨で、河川が氾濫して高潮に見舞われ、宇出津の約９０世帯、小木の約７０所帯が床下浸水しました。地震で地盤が沈下していたため、昨年５月から海水が岸壁を乗り越えたり側溝から逆流する被害が頻繁に起きております。馳知事、西田代議士、宮下正博県議、堂前県議も、あばれ祭のみこしを製作する木工所さんの浸水現場等をつぶさに見て回り、馳知事は激甚災害の指定を求めるべきだと指示を出したそうです。その後どうなったかは新聞報道を見ていません。

宇出津港湾では、浜町と言われる町内では、民宿や魚加工所、鉄工所、そして民家のほとんどが解体し、海沿いは野っ原のようです。西村京大教授がおっしゃられるように、沈降、沈下が止まるのに１００年もかかるのなら、その間にまた地震や豪雨の可能性も残ります。治水対策の根本的な見直しが迫られて

いるというふうに思っております。

１か月ほど前のお盆の頃でしたかね、暑い日でしたが、２人のチームを組んで岩手の技師たちが沿岸のあっちこっちで何度かやぐらを組んで地質調査を熱心にしておりました。お茶を持っていって、どこから来たんやと言ったら、岩手から来たと。何しとると言ったら、沿岸部の地質調査をしているんだと。ああそうか、これをあんた方、国へ出すんかと言ったら、ほうや、基本的には国からの依頼事項というふうに思ってやっているけど、これだけ下がったら大変やねというふうに逆に励まされてきましたが、沿岸部は脆弱な埋立地が大変多い。そこにも住まいがあった。住まいの確保は復旧・復興の一丁目一番地です。町執行部でキャッチしている情報がありましたら、町民の安全・安心のために、この場でご報告をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

鍛治谷議員の質問に答弁いたします。

震災による地盤沈下の影響から高潮による冠水被害が発生している状況を受けて、県は、宇出津の臨港道路からの越水対策として、物揚げ場背後への大型土のうや排水ポンプの設置、道路のかさ上げなどの応急復旧を実施してきました。さらに、小木港においても宇出津港同様に、土のうや排水ポンプの設置などの応急復旧を考えています。

また、二級河川梶川についても、土のうによる護岸のかさ上げなどの応急処置を実施してきましたが、今回の冠水を受けて、排水ポンプの設置やコンクリートによる護岸のかさ上げが追加で実施しています。

臨港道路の本復旧の予定についてですが、県は昨年より国土交通省に権限代行を依頼し、本格復旧の計画を進め、早期に冠水被害が解消できるよう、県と町と連携して復旧に取り組んでいます。

町が管理する普通河川笹谷川についても、災害復旧による護岸工事や、高潮で越水が発生するような護岸については、かさ上げの実施など、河川の周辺にお住まいの方々の生活の安全確保に努めていきたいと考えています。

また、高潮時に排水不良が発生するエリアの内水対策につきましては、先日、石川県土木部の生活排水対策室が事務局として発足した能登内浦地域冠水・高潮対策検討協議会において、関係機関と連携し、総合的な対策を検討していくことになっております。

議長（金七祐太郎）

１４番　鍛治谷議員。

１４番（鍛治谷眞一）

自然災害は、防ぎようがないかもしれません。起きたことは取り戻せません。でも、原因を追及したり日頃から現場の変化を見ていれば防げたかもしれない。次の２次災害を防ぐことは可能だと思っております。

それでも朗報として、９月６日の新聞報道によれば、小木港では全長２３０メートルの岸壁のうち７４メートルが復旧して、小木の人に言わせると、力強い一歩を踏み出した、大変勇気をもらった、こんなふうにおっしゃってくださったのが大変うれしかったです。

私ごとですが、来週に入ったら自宅を解体します。長年住んできた家を解体し、おじじ、おばば、父ちゃん、母ちゃんと一緒に住んだ記憶。私たち夫婦が住んでからの子供たちの成長の記憶。かけがえのない思い出との別れが復興の一歩だとすれば、復旧・復興は大変残酷です。

でも前に向かって進まなければ、住む人がいなくなり、町は消滅に向かって走り出します。増田リポートの消滅する町に挙がっている当町です。能登をなくすわけにはいきません。何としても能登町を残しましょう。

町長、正念場です。あなたが先頭になって突き進んでください。国にも県にもいっぱい働きかけてください。恐らく私たちこの議員団も、たとえ自費でも陳情に行きましょうといったら、きっとみんな行く強い意志を持っているはずです。

もうひと踏ん張り戦いましょう。大好きな能登が生き残るために。

質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、１４番　鍛治谷議員の一般質問を終わります。

次に、１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

午前中の最後の質問になります。

震災から１年９か月が終わろうとしていますし、能登洪水から１年がたっています。その中で、当町でも宇出津あばれ祭を皮切りに、地区の祭礼が能登町に限らず奥能登地域にたくさん催されることは大変すばらしいし、地域の活性化にもなるし、また、やる気起こしの手助けになっているかと思います。そういう意味で、祭礼復活は大変地域の経済にとってもすばらしいことかと私は考

えております。
　その祭礼ですが、そこで町長の地元である国重地区の夏祭りについて数点お聞きします。
　町長は、自宅並びに集会所を使用し、国重町内会、吉田義法として招待を出したという事実があります。
　８月１７日、国重白山神社の夏祭りが行われました。町長は、８月１３日付で、各課長宛てに役場内で文書を職務中に手渡したと聞いております。課長たちには、人事評価というものが頭の中をよぎった人も少なくないと考えます。上司である町長から文書を手渡しで渡され、また、中長期派遣職員にまで声をかけるなど、一地区の町内会としては行き過ぎているのではないかと懸念をいたします。行きたくない職員もいたと思うが、差出人は国重町内会、吉田義法となっているが、町長としては出していないというカモフラージュするためなのか、お聞きいたします。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　向峠議員の質問に答えようと思いますけれども、まず最初に、この質問をいただいたときに、私の個人的なことであり、これが一般質問なのであろうかというふうに疑問に思いましたが、答弁させていただきたいと思います。
　個人名で文書を出したのは、町長からの命令や業務の一環として捉えてほしくなかったからであります。職員全員を招待したいのはやまやまですが、家に入り切れないので、各課、部署を代表して各課長を自宅に、また、中長期の派遣職員の皆さんを集会所に招待をさせていただきました。
　応援職員の皆さんは、慣れない土地での業務に従事されており、日頃からのご尽力への感謝とねぎらいの気持ちで招待をいたしました。能登独自の地域文化を体験し、地域への理解を一層深めていただくとともに、日頃の疲れを癒やしてもらうこと。また、応援職員同士の親睦も深めていただければと考えました。
　能登では、お祭りの際、親戚や友達、職場の仲間や仕事などでお世話になっている方を招待する、ヨバレという風習があります。これまでも純粋にこの風習を続けてきました。個人的な利益や特定の立場を優先したものではございません。
　向峠議員におかれましては、お祭りに招待したことも招待されたこともあると思います。そのときの気持ちは私と同じではないでしょうか。

能登の祭りのヨバレは、純粋で寛大なものであります。先ほどから質問のときに、町長名でなかったのはカムフラージュじゃないかとか、あと人事評価につながって嫌々来る職員もいたんじゃないかというような、そういうお話もありましたけれども、２期６年の間、向峠議員とおつき合いをさせていただきまして、私がそういう男として映っていたのかなということで、すごく残念に思います。

私の表現が至らなかったのか、また向峠議員の人を見る目が足りないのか、それとも両方なのかどうか分かりませんけれども、私は、そういう小さい話でヨバレに対して皆さんをご招待したのではありません。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

今、町長は縷々、もっともらしい説明をいたしましたけどね、私はこれは個人的なことだから一般質問にはふさわしくないと、そう取る町民もおいでるかもしれませんけれども、まず吉田義法は能登町のトップであり町長ですよ。そして、私は別に声を荒らげるつもりじゃないけど、職務中にそういう文書を手渡された課長さんたちがどう思いますか。中には全部、失礼な言い方ですけど、吉田義法を崇拝している全職員だとは思いません。やっぱりもらった時点で都合によって行けん場合もあるし、やっぱり行きたくないと。何らかのプレッシャーがかかるのは当然であります。

町長の縷々職員思いの話をされましたけどね、こういうものは熟慮して出さなければ。まだ町内で歩いていて出会ったなら、今度１７日やから、また時間あったら寄ってくれと、それぐらいならまだいいかなと私は思います。こういう文書、活字にして渡すということは、これはちょっと、あまり私はそういう経験もないし、そういうことでいかがなものかなと思うわけで質問しましたので、他意はありません。

あまり長く引っ張りたくないので。

町長は、個人、吉田義法でない。公人、吉田義法であると認識しているのかということをちょっとお聞きしたい。

町長は前回、私が一般質問した白丸郵便局を震災遺構として残した経緯の中でも、個人的には反対だが、いしかわ震災学習プログラムに組み込まれているので理解したと答弁していますが、議会のこの場所で個人的、国重町内会等とかは通用しないと思います。発信は全て町長吉田義法になるということ、また

能登町のトップの発信になるということを自覚しているのか、お聞きしたいと思います。

議長（金七祐太郎）
吉田町長。

町長（吉田義法）
答弁いたします。
公人としての認識については、町長に就任した時点で、町の代表としての責任と自覚を持って職務に当たっています。町長は、町政運営や地域の課題解決、町民の福祉向上など、公共の利益を最優先に考え、意思決定や施策の推進を行うべき立場であると認識しています。
私の考えについては、これからも表現していきたいと思います。私が発信することで、町民の皆様に私の考えを知っていただく機会となりますし、町政への興味を持っていただくきっかけにもなると考えております。
しかし、向峠議員がおっしゃるように、そういう考え方の方もいらっしゃるということは十分承知をしております。ですから、どちらの考えも間違いではないというふうに私は思っております。
向峠議員におかれましても、どちらの考えもあるものだとご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（金七祐太郎）
１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）
確かに町長である前に人間であるから、公私の区別は私も迷うときもあるし、私と町長の立場は全然違いますけど、そういう面で、これから何かと若い町長が誕生したさけ、町の町民は四六時中注目していると思いますよ。だから公人、私人にとらわれず、きちっとした行動をしていただきたい。
もちろん私もそうです。
次の質問へ行きます。
公営住宅の造成をちょっとお伺いいたします。
五郎左エ門分と天坂の復興公営住宅建設予定地の進捗状況をお聞きしたいと思います。
通告したのは９月２日時点であったので、その時点でどのような内容になっているのか、重ねてお願いします。

まず、建設予定地の土地買収は全て終わっているのか。また、住宅はどのような間取りで、１年目から３年目、そして４年目から１０年までの家賃はおおよそ幾らを予定しているのか、入居希望者が大変気になるところでもございます。

また、何戸建設を予定しているのか。

近隣の町民には、計画予定などを建設に当たって説明をされたのかをお伺いします。

議長（金七祐太郎）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

それでは、向峠議員の質問は私のほうから答弁させていただきます。

まず用地買収についてなんですが、７月の議会にて議会の承認もいただいておりますが、４２筆中４１筆の買収が終わっております。残り１筆につきましては、相続の関係で時間を要しております。買収完了後、議会に上程したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

それで、整備される住宅の間取りのタイプなんですが、２ＤＫで５０平米程度のもの、それから２ＬＤＫで６０平米程度のもの、３ＬＤＫで７０平米程度の間取りの住戸整備を予定しております。

次に家賃なんですが、公営住宅の家賃というものは、入居される世帯の前年の所得、収入によって家賃が決まってくるものでありますので、今現在、この場で幾らというふうには申せませんので、ご理解願います。

それから、何戸建設予定かということなんですが、現在５２戸整備する方向で調整をしておりますが、先月アンケート調査を行っておりまして、現在集計中であります。その集計が終わりましたら最終精査をしたいなというふうに考えております。

それから、最後、近隣住民の説明はということなんですが、地権者に対しての説明会は何度か開催しております。近隣住民の説明会につきましては、住民の方が希望されれば当然行いますし、町としましても、事業の進捗等々で必要があれば開催していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１２番　向峠議員。

１２番（向峠茂人）

課長の説明で、ある程度の輪郭が見えました。だけど、復興住宅は大変あの地でのみんな注目しています。私のところもやっぱり日増しに一、二件、問合せがあるので、これは特に仮設においでる方は、全壊した方とか、大変気にしていますので、逐一情報を提供していただけたらなと思いますので、またよろしくお頼み申し上げます。

それと次ですが、これは８月の大雨、そして昨年の能登豪雨のときは、建設予定地には海のごとく一面水浸しであったが、河川改修や建設予定地のかさ上げなどはどうなっているのか。

当然、現地での確認は行っていると思うが、昨年の能登豪雨や８月１２日の大雨では、建設予定地は川となって大量の水が流れたのであります。建設予定地をかさ上げしなければ、そこに建設する住宅は全て浸水すると言っても過言ではありません。

そこをかさ上げすると、下流に大量の水が行くことになります。その近辺には、奥能登農業共済能登支店（石川県農業共済組合奥能登支所？）や株式会社柳田庭園があり、大雨で建設の予定地の水田と川に分散された水が一気に下流に流れることになるが、どのような対策を講じるのか大変気にかかるところです。

私が心配していることは、７番　南議員が私と質問要旨が酷似していますので、また私より先に通告していますので、私の答弁は要りません。その代わり、７番議員の質問にはしっかりとお答えいただきたいと思います。

ちょっと早口になりましたが、私の質問は１２時前に終わりました。

そこで、通告外ですが一句詠んでみます。今年は米高で、農家も大変心わくわく、私もそのうちの一人ですが。ところが最近の秋の長雨でちょっと思うところがあったので、さっきちらちらと書きました。「米高をたたく長雨　涙する」。手いっぱいの五七五ですので、また私の気持ちをお酌み取りいただきたいと思います。

拙い質問ですが、これで終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、１２番　向峠議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。

午後１時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。（午前１１時５９分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

それでは、会議を再開いたします。（午後１時００分再開）

次に、４番　馬場議員。

４番（馬場等）

それでは、一般質問を行う前に少しだけお話をさせていただきます。

今年は戦後８０年、昭和１００年という大きな節目の年です。そのためか例年以上に戦争を題材としたドラマ、ドキュメンタリーが数多く放送されました。

かつて、田中角栄元総理は次のように語っています。戦争を体験した人が政治に関わっている間は日本は大丈夫だ。しかし、そういう人間がいなくなったとき日本は危なくなる。この言葉には、戦争を体験した政治家がいる間は国の進路を誤らないという安心感と、その世代がいなくなった後の社会に対する大きな不安の両方が込められております。

戦後８０年の今、まさにその時代が訪れようとしています。戦争体験者は、政治家ではもちろん、社会全体でも急速に減っています。私の父も戦争を体験しましたが、生前そのことを語ることはありませんでした。語りたくても語れないほど深い傷を抱えていたのかもしれません。戦争体験を語れる人がいなくなる。田中元総理の不安が現実になりつつあるということです。

一方で、希望もあります。若い世代が戦争体験者を訪ね、その声を記録する取組をテレビで知りました。戦争体験者がいなくなる前に記録として残す。こうした活動は、若者にとって、単に過去を振り返るものではなく、日本の未来を考え、平和を築くためのかけがえのない基盤となるはずです。

戦後８０年、戦争を経験した最後の世代が後の世代に託すのは、やはり戦争の悲惨さ、そして平和の尊さにほかなりません。そして、この当たり前とも言える思いを語り継いでいくことこそ、日本がこれからも歩み続けるための道であると私は強く信じております。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

今回は２つのテーマで通告をいたしました。１つ目は災害関連死について、２つ目は中学生議会での提案内容についてです。

まず、災害関連死についてお伺いいたします。

下のほうは見えないと思うんですけど、一応表をつくってきました。これは

能登半島地震による奥能登２市２町の直接死及び災害関連死の人数を表にしました。なかなか今現在の災害関連死の人数、それから能登町でどれぐらい直接死、そして災害関連死の人数が何人かというのは、あまり聞いてもすぐ答えられる人はいません。表にしてきました。一番下の珠洲はちょっと見えないですけど。

この中で能登町は、これは８月の末時点で、災害関連死及び直接死によって亡くなられた数は全部で７６人おられます。そのうちの災害関連死の認定の数は７４人。直接死でなくなられた方は２人です。改めてお悔やみ申し上げます。

災害関連死の全体の死亡者の比率というのは、見てのとおり能登町は97％、ほとんどが災害関連死ということです。能登町における震災関連の死亡者数は全体で７６人。そのうち直接死は僅か２人にとどまる一方で、災害関連死は７４人に上り、全体の９７％を占めております。この比率は、他の市町と比べても突出して高い数字でございます。

珠洲は一番下にありますけど。

せっかく助かった命が時間の経過とともに災害関連死という形で失われていく。そこには、防ぐことができたかもしれない命が少なからず含まれているのではと疑問を持ち始めました。

そこで伺います。まず、町として災害関連死が多くなった要因をどのように捉えているのか。また、災害関連死の申請の期限はあるのか。お答えお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

馬場議員のご質問に答弁いたします。

まず、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、ご家族の皆様にお見舞いを申し上げます。

災害関連死亡者とは、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、審査の結果、災害との相当因果関係を認定された方をいいます。この認定により、災害で貴い命を失われたご遺族に弔意を表し、弔慰金の支給を行っています。

直接死亡者は、倒壊家屋の下敷きや津波、土砂、火災などの要因により直ちに死亡された方であり、また関連死亡者は、災害後の避難生活やそれに伴うストレス、既往症の悪化など、間接的要因により死亡された方であります。

能登半島地震では、水道、電気等のインフラ復旧に時間を要し、能登町全住民が被災した中、非常に多くの方々が長期避難生活をせざるを得ない状況等に

より、関連死亡者数が増えたと考えております。
　また、災害弔慰金の申請につきましては、期限は設けておらず、申請や相談は随時受け付けております。
　あと、能登町の死亡者、関連死の方が割合が多いというふうにおっしゃいましたけれども、他市町と比べて直接死の方が２名とかなり少なくなっておりますので、その全体の割合で関連死の方を言うと、当然ながらそれは割合が多くなるということです。
　ただ、関連死だけの人数を見ていただければ、人口の割合に沿ったものじゃないかなというふうに思っております。能登町が特に関連死が多いというふうには考えておりません。

議長（金七祐太郎）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　それでは、私が能登町が多いのではないかなという私なりの推測した理由ですか、それを少し述べさせていただきたいと思います。
　私は事前に総務課危機管理室から災害関連死に認定された方々の年代、性別、死亡の経緯の資料をいただきました。これは令和７年５月１４日までの分でございます。もちろん個人を特定できるものではありません。
　そこから３つの傾向が読み取れます。第１に、年代は圧倒的に高齢者が多く、特に８０歳以上が大半を占めております。第２に、死亡の経緯としては避難所や施設移動、転院等の生活環境の変化が挙げられ、さらにストレスや誤嚥性肺炎がキーワードとして何度も現れます。第３に、急性期には心不全や誤嚥性肺炎が、そしてその後は介護の支援が途切れたことや慢性疾患が要因となるなど、災害関連死は長期に及ぶ傾向が確認されます。
　以上から、災害関連死の防止には、高齢者や障害者などの災害弱者への生活支援強化と継続した見守り体制が不可欠であると考えます。
　そこで、まずは生活支援の強化について伺います。
　能登町の住家の半壊以上の判定割合は２３％であり、これは奥能登２市２町の平均の半分以下でした。さらに今回新たに分かったことは、半壊と判定された住家の解体率。これは東北や熊本など過去の震災では約３０％平均です。それに対し能登町では約６０％に達しております。半壊の住家の解体率、これは能登町ではほぼ倍に達しております。
　これは一つには、能登町がほかの地域よりも厳格に罹災基準を適用した可能性があるとも言えます。

しかし重要なことは、結果として、能登町ではほかの市町に比べて十分な生活支援が受けられなかった方が多く存在したのではないかということです。半壊以上の世帯が少なかったために、結果として医療費などの一部負担金の免除を受けられない方も少なからずおられたとも考えられます。しかも、この免除期間は今年６月末に終了しており、その結果、現在、受診控えが懸念され、さらなる重症化や災害関連死へとつながるおそれがあります。

また、住家が半壊以上の方が少ないということに対して、準半壊とされた世帯の中には、深刻な被害を受けながらも修繕も解体もできず、生活再建の見通しが立たない方も少なくありません。

罹災証明書の区分だけでは被災の実態を十分に反映できないことは、これまでも大規模災害のたびに指摘された課題です。町は、命に関わる生活支援を国や県の制度基準にのみ依存すべきではないと考えます。

一部、町独自の負担をしているのも十分承知しております。しかし十分ではありません。

準半壊世帯に対しても、さらなる住居修繕費の増額や、特例的に災害公営住宅への入居などを検討されるなど、柔軟な支援を講じる必要があると考えます。

町長は、行政のトップとして、国や県の制度を正しく執行し、公平公正に町政を運営する責任を担っております。しかし同時に、住民の声を受け止め、現行制度だけでは救えない課題に対し、新たな施策を打ち出して町の将来像を示す政治家としての役割も果たしています。だからこそ、こうした柔軟な判断を下せるのは政治家としての町長にしかできません。町長の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えいたします。

町では、国や県の制度の枠組みを最大限活用するとともに、町独自の支援策として、準半壊、一部損壊世帯を対象とした住宅復旧支援補助金制度や、被災者見守り・相談支援事業を実施し、生活再建に向けた支援に努めています。

住宅復旧支援補助金制度では、５０万円以上の修繕工事を行った場合、準半壊世帯には上限３０万円、一部損壊世帯には定額１５万円の補助を行っており、応急修理についても最大３４万３，０００円まで支援しています。これにつきましては準半壊世帯ということです。

また、被災者の見守りでは、災害弱者の孤立防止や日常生活上の課題解決に

取り組み、生活再建に向けた相談支援では、弁護士や建築士といった専門家による個別訪問や、各地区を会場として弁護士や司法書士、行政書士、そして建築士の方々などの専門家による相談会を行い、生活再建のために何をどうすべきか、また、どこを直せば住めるか、そして再建資金なども含め総体的な相談を実施しています。

災害公営住宅への入居につきましては、現行制度上、準半壊以下の世帯は対象外となりますが、経済的理由等で自宅の改修が困難な方については、個別の事情に応じて既存の公営住宅の利用や自力再建の相談など、きめ細かな支援を行ってまいります。

今後も町民の命と生活を守るため、見守り体制の強化と生活支援の充実に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

答えは想像の範囲だったかなと思います。

政治家としての町長ということで私が強く言ったのは、議員時代にやはり、議員は政治家でありましたし、前町長がやはり役場職員さんであった。個人のあれではないんですけど、こういう本当に緊急で大変なときに、一点突破ということをやっていただけるのは政治家である町長しかないなと思いまして、今日の質問をやらせていただきました。

毎日回っていると、被災された方、特に自分がいつも思うのは半壊と準半壊の境目ですね。準半壊の方の先が見えないという思いがどうしてもありますもので、これはやっぱりどうしても県とか国の制度を守っていたのではなかなかそこを突破できないんじゃないかなという思いで、町長のほうにはそういうふうな政治家として柔軟な政策をやってほしいということでお願いしました。この気持ちだけは十分取っていただきたいと思います。

では次に、継続的な見守り体制について伺います。

昨年１１月、宮城県石巻市議会の総合防災特別委員会の皆さんが能登町に来られ、震災からの復旧・復興状況について意見交換を行いました。その中で石巻市議会の委員さんから、インフラの復旧・復興の成果は時間とともに形として見えてきます。しかし、心の復旧・復興は形として見えません。今もなお苦しんでいる人が多いという発言がありました。

心の復旧・復興には長い時間を要し、自助だけでは難しいもの。だからこそ地域のつながりによる共助と行政による公助が必要であり、切れ目なく寄り添

い続けることが欠かせないということだと思いました。
そこで、お伺いいたします。震災から１年９か月経過した今、仮設団地や自宅で暮らす高齢者、体の不自由な方々の見守り体制は、現在どのように行われているのでしょうか。
さらに、今後、仮設住宅から災害公営住宅などへの転居が進む中で、見守り体制が途切れてしまうのではないかと心配しております。次の段階に向け、町としては公助としてどのような体制で見守り支援を継続していくのか。
また共助の観点から、地域にどのような役割を期待しているのか、町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）
和田健康福祉課長。

健康福祉課長（和田いずみ）
馬場議員のご質問に答弁させていただきます。
現在、仮設住宅や自宅にお住まいの高齢者や体の不自由な方々への見守り体制につきましては、能登町地域ささえあいセンターによる見守り相談事業を中心に、ＮＰＯやボランティア団体と連携しながら定期的に訪問し、きめ細かな健康確認のほか、緊急通報装置の設置支援など生活上の相談対応を実施しております。
また、孤立防止や健康維持のため、集会施設や公民館の利用を促進し、サロン活動を通じてコミュニティの形成、また交流の場も提供しております。
今後、災害公営住宅などへの転居が始まるに当たり、見守り体制については、引き続き、地域ささえあいセンターや関係機関が連携し、継続的な支援を行います。見守り相談をはじめ、自治会設立の支援やコミュニティ活動の促進を通じて、住民同士の交流、情報共有、居住者相互の見守りを強化してまいります。
さらに、共助の部分としまして、地域の方々や区長、町内会長の皆様には、身近なご近所同士での声かけや安否確認などのご協力をお願いしたいと考えております。
今後も地域の実情や住民のニーズに応じた見守り体制を維持し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
４番　馬場議員。

４番（馬場等）

ありがとうございます。

見守り体制の強化ということは、これから災害公営住宅に移ったりすることもありますし、どちらかというと仮設はある程度のコミュニティがありまして、集会所もありまして、皆さんお互いに顔を見たりして、そういう元気づけもあったんですけど、これから災害公営住宅、それからいろんなところへ行かれると思うんですけど、孤立しないように、その先もしっかりとした見守りをしていただきたく思います。

なぜかと言いますと、先ほど来言っていますように、例えば医療費の一部負担控除が６月で終わりまして、これで孤立してしまうと病院に行かない、重症化になる。それでまた災害関連死が増えるということに決してならないように、これから長期でそういう見守り体制をしっかりとやっていただきたい。

それプラス、共助として、地区の区長会とか婦人会とかいろんな団体がありますから、そこら辺と連携しながら、自分も区長でもありますし、そういったことと、また町と連携しながら見守り体制を強化していきたい、継続していきたいと思います。

次の質問に移ります。

２つ目は、中学生議会の提案についてです。

令和７年度の中学生議会は、８月２７日に開催され、中学生１１人が質問に立ちました。テーマは、防災、特色あるまちづくり、祭りと地域コミュニティ、施設の修復、高齢者支援など多岐にわたり、その内容は私たち議員も学ぶべき点が多いものでした。

これまでの名称は子ども議会でしたが、実際に質問するのは中学生であり、その発言内容も議員顔負けのものもあります。いつまでも子供扱いするのは不適切ではないかと私を含め複数の議員が名称変更を一般質問でも取り上げてきました。

しかし、これまでは変更に消極的でしたが、今回初めて中学生議会という名称に改められました。大変喜ばしいことです。

そこで、まずお伺いします。今回から中学生議会と名称を変更した理由は何でしょうか。

さらに、今回の質問の中には、何度も言いますけど私たち議員も感心するような提案がありました。教育委員会は、これまで子ども議会をあくまで教育の一環として位置づけていますが、それだけにとどめるのはもったいないと考えます。町としても、優れた提案については予算を確保し、実際に施策として実行していくべきではないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

馬場議員のご質問に答弁させていただきます。

今年度、ふるさと教育の取組として、能登町子ども議会体験事業を見直しました。能登町の未来を担う子供たちが町役場、議場の見学や本会議の模擬体験を通して議会の仕組みや役割を学び、ふるさと能登町の町政に関心を持ってもらうことを目的としております。

事業内容につきましては、小学生には議場見学、中学生には模擬議会、私が町長だったら作文の３本立てとしております。よって、これまでの子ども議会の名称を中学生議会に変更したというものです。

また、中学生議会は、あくまでも模擬議会という形の教育活動として捉えており、授業で培った知識や考え方を政治の仕組みを理解することへ結びつける学習の機会であると認識しています。ただし、中学生が一生懸命考えてくれた提案でもありますので、今後のまちづくりの参考やアイデアとして積極的に活用していきたいと考えています。

町では、若い世代の柔軟な発想や率直な意見を大切にし、まちづくりや教育の充実に生かすことが地域の活性化や人材育成につながると考えております。今後も中学生議会を続けていくことで、町への関心を促し、教育振興に努めてまいります。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

自分も中学生議会というのは過去何回も取り上げたことがあります。せっかくのいい提案であるならば、町として、もちろん予算づけして取り上げてほしい。自分たちが提案したそういう施策が町の施策となるということ、そういう経験がいずれまた町に対する愛着、そして、いずれまたこの町に帰ってくるという動機づけ、そういうづけにもなると思いますし、中学生も卒業する頃には１５になります。3年すれば成人になるんですか。そういう年齢でもあります。中学生の意見なりをもっと尊重して、できれば年に１回はそういう提案も予算づけして実行できるような、そういう体制でまたやっていただきたいと思います。

次ですね。今回の中学生議会で最も多く取り上げられたテーマは、防災でした。１１人の質問者のうち５人、すなわち半数近くが防災に関する質問を行いました。これは、昨年、能登半島地震や豪雨災害を経て、防災が地域にとっていかに切実で重要な課題であるかを示しております。さらに、このテーマは、私自身の議員活動における最大の柱の一つでもあり、中学生の問題意識と深く重なり合うものでした。

東日本大震災の後、私は、地区の区長として防災に真剣に取り組まなければならないと考えていました。

たまたま生涯学習大会で、小木中学校の先生と生徒による防災教育や、小木地域での活動の発表に触れる機会がありました。地域の皆さんを巻き込んだ取組や、小学生も交えた実践的な教育に、大変感銘を受けました。自作の防災体操や歌、かるたなど工夫も多く取り入れられており、強く印象に残っております。

また、防災訓練は、特別な日だけで行うのではなく、毎日の通学の往復でもできるという当時校長であった小川正さんの言葉も忘れられません。

こうした取組は高く評価され、平成２８年度のぼうさい甲子園で防災大賞を受賞されました。

私は、令和元年６月の一般質問で、この小木中学校の防災教育、地域を巻き込む取組を町内のほかの小中学校にも広げるべきだと提案しました。

しかし、当時の教育長の答弁は次のようなものでした。学校は校長の指導の下で取り組んでいる。地域ごとに状況が異なるので、それぞれに考えて取り組んでほしいという非常に残念なものでした。

今回の中学生議会の最初に提案された小木中学校での実践的な防災活動を町全体に広げてほしいという提案は、私が令和元年に行ったものとほぼ同じ内容です。小木中学校で培われた防災教育、地域を巻き込んだ取組が廃校とともに失われるのは、誠にもったいないことだと考えます。

そこで、お伺いします。能登半島地震や豪雨災害を経験した今こそ、学校として、そして町として、小木中学校での防災教育や地域を巻き込んだ取組をほかの学校や地域へ広げるべきではないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

馬場議員がおっしゃるように、小木中学校は、これまで防災教育の先進的な

取組を通して生徒の主体性や地域との連携を深めてまいりました。特に、東日本大震災を契機に始まった津波防災の活動や、地域住民、外国人の方を含めた避難行動の啓発、防災体操や防災かるたなどの創意工夫は、全国的にも高く評価されており、今後も能登町の教育活動においては重要な財産であると認識しております。

現在、学校では、各校工夫をしながら防災教育を行っております。小木中学校での取組は、能登中学校に引き継いでいくよう校長に指示しております。

また、中学生の力を地域防災に発揮してもらうために、防災教育の充実に向けて、避難訓練の在り方を現在検討しております。学校のみならず、中学生が自分が住んでいる地区の小学校や公民館に集まり、避難所設置の訓練などをすることにより、災害時の行動の仕方を身につけることができるようにしていきたいというふうに考えております。

なお、この秋、新しく入るパーティションなどの避難所備品につきまして、届き次第、設置訓練等も各校で行う予定でおります。

今後も地域と一体となった防災教育の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

馬場議員の質問に、私からも答弁いたします。

これまでの小木中学校の取組や今後の防災教育の方針については、教育長答弁のとおりです。

町としては、防災教育の推進は、子供たち自身の防災力を高めることのほか、地域の防災力向上にとっても非常に重要であり、さらに子供たちの郷土愛を育むことにもつながると考えています。

能登半島地震の際は、小木中学校避難所において、小木中学校生徒のほか卒業生である高校生や大学生が避難所運営や段ボールベッドの設置などに積極的に協力をしてくれました。東日本大震災から小木中学校で防災教育を継続してきたことの一つの答えがここにあるのではないでしょうか。

町としては、教育委員会を中心に、各学校や地域、関係機関と連携し、小木中学校で培われた防災活動のノウハウや精神を町全体に広げていくよう取り組んでまいります。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

小木中学校のＤＮＡがずっと能登町に残っていくということが非常に確認されて、大変よかったかなと思います。

そこで実践的に、次の質問に書かせていただきました。今回の中学生議会で寄せられた提案は、単なる教育の一環にとどまらず、私たち議員から見ても町の将来を考える上で大切な気づきを与えてくれています。若い世代の声を真摯に受け止め、実現可能なものは具体的な施策へとつなげていくことが町の発展にもつながると考えます。

中学生議会の最後に提案された仮設住宅に暮らす高齢者世帯との交流会などの触れ合い活動の実施は、まさに小木中学校で蓄積された地域との取組を実践する場になると考えます。防災教育を単なる安全教育の一環として行うのではなく、仮設住宅での活動を通じて実践することにより、能登町全体の防災力が高まるだけではなく、高齢者と若者が交流する大切な場となります。

現在、仮設住宅は、能都地区、内浦地区、柳田地区に設置されております。中学生がそれぞれの仮設住宅に出向いて、防災体操や歌、かるたなどを一緒に楽しむ交流を行うことはできないでしょうか。教育長、そして町長の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、私から答弁させていただきます。

これまでも、中学生が仮設住宅を訪問し、メッセージなどを届けたりする活動はございました。

仮設住宅に暮らす高齢者世帯の孤立防止に向けて、中学生議会から提案された学生との触れ合い活動に、小木中学校が地域で行ってきた取組を活用することは有意義であると考えます。これらの活動は、世代を超えた交流を促進し、地域の防災意識の向上にも寄与すると考えられます。

今後は、関係課と連携し、仮設住宅の集会所や公民館などにおいて健康維持やコミュニティづくりの機会があれば、教育委員会としても協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

ありがとうございます。

どうしてもお年寄りは若い人との交流が一番の元気づけの励みになります。ぜひ今の取組を継続してじゃなくて、新たにやっていただきたいと思います。

時間もなくなってきましたので、最後になりますが、最後も言葉を引用したいと思います。

今回、質問を始める前に、田中角栄元総理の言葉を引用しましたが、今度は田中元総理の懐刀と言われた後藤田正晴氏の言葉を紹介したいと思います。「自然災害そのものは、人間の力ではどうしようもない。しかし、起きた後のことは全て人災である」。この言葉には、自然災害自体は防ぎようがないという現実を受け止めつつも、その後の対応次第で命を失ってしまうことは人災であるという厳しい教訓が込められております。

もちろん地震直後からの避難所運営や医療、福祉に携わった皆さんの一生懸命の対応は、同じく携わった人間としてよく知っております。しかし、この言葉は、防げたかもしれない命はなかったのか、また、防げる命はあるのではないかという今後に向けた警鐘として、しっかり受け止めたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、４番　馬場議員の一般質問を終わります。

それでは次に、２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

それでは一般質問の前に、８月６日から７日にかけて高潮と大雨による床下浸水、そして一部の方ですけれども床上浸水の災害に見舞われた１５５件の住民の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

また、宇出津港湾付近や小木港湾付近の方々は、地震発生以来、高潮の時期に雨が降ると浸水の不安を抱え、そして生活をされております。

それから、河川付近で地盤沈下や、それから擁壁、道路崩壊が見られる鵜川、瑞穂、柳田、松波地区の方々にも、浸水や土砂崩れの不安を抱えた生活を送っておられるんだろうなということで、ご心痛をお察し申し上げます。

そして何より、８月７日に冠水して玄関に水が入ってくるよと宇出津地区の

方から連絡をいただきまして、消防団に連絡したり、私が連絡する前に土のうを持って被災された方々の玄関あるいは車庫に土のうを積むというような活動をされた地元の消防団の方には、本当に感謝申し上げますし、敬意を表します。

さて、そろそろ質問に移りますけれども、この８月５日から７日の間に発生した大雨に対して、危機管理とリスク管理の視点で執行部の考え方と行動をちょっと確認させてもらいます。

一般的に、危機管理がなってないとか危機管理どうなっているのかとよく聞きますけれども、今日私が一般質問する中では、このように、危機管理、それからリスク管理というこの２つの言葉。要は危機が発生する前と後というふうに分けると、２段目ですね。減災、備える、対応のところまで鍵括弧がついていますけど、一部危機が発生する前にマネジメントを回すというのは、危機管理なんですけれども、リスク管理という言葉がよく使われているというか、私は自負するわけではないんですけれども、前職の会社の中ではＩＳＯ１４００環境管理マネジメントシステム、それから品質管理マネジメントシステム、それから安全労働衛生管理マネジメントというところを回す、そういうマネジメントサイクルを回す中には、危機管理とリスク管理というのは、明確な区域はないんですけど分けられている。

なので今回、発災前についてはリスク管理というところの表現に、発災後に対応することは危機管理という、含めてですけれども、そういうふうな認識で質問をさせてもらいます。

ということで、１番目ですけど、町のホームページに能登町の例規集を確認すると、能登町災害対策本部設置要綱があります。これは私から言うと、リスク管理でなくて危機管理というところの部類の領域ですね。要は危機が発生してから対応するという要綱です。

８月７日、一体どのように対応したのかなということで、町としては、この要綱以外にどのようなルールがあって、そして今回の大雨冠水にどのように対応したのか、お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

まずは発災前の危機管理体制について、私のほうからご説明いたします。

まず、自然災害発生時の危機管理体制につきましては、能登町地域防災計画などに基づき、災害の種類や規模に応じて迅速かつ的確な対応を行うためのル

ールが定められております。
まず、災害発生時の初動対応につきましては、町長が災害対策本部長として指揮を執ることを基本とし、必要に応じ、災害対策本部を速やかに設置し、関係部署が連携して対応に当たります。町長が不在の場合や直接対応できない状況が生じた場合には、教育長や町参事、指定された職員が職権を代行し、指揮命令系統の空白を防ぐ体制となっております。これは、災害対策基本法及び地域防災計画に基づくものでございます。
また、災害の予報や警報等については、金沢地方気象台が発表し、石川県危機管理対策課などから町に通報される情報を私、総務課長、休日、夜間は危機管理室職員が受理し、必要に応じまして町長へ速やかに伝達する体制を整えております。これにより、災害発生前から関係機関と連携し、危険区域の住民への注意喚起や避難指示等の措置を講じることが可能となっております。
そして現場対応においては、被災地付近の住民に対する被害状況や応急対策に関する情報提供、避難指示などを防災広報基準に基づき実施し、必要に応じて現場指揮を強化いたします。災害の発生が予想される場合には注意、広報発生が確実となった場合には警戒広報、被害が著しい場合には緊急の避難指示を行うなど、状況に応じた対応基準が定められております。
庁内連絡体制につきましても、災害時の情報伝達や指揮命令系統の確実な運用を図るため、各部署の役割分担や連絡要領が明確に規定されており、迅速な意思決定と対応が可能となるよう体制を整備しております。
なお、これまで災害対策本部を設置した段階で、町長不在や連絡が取れない状況となったことはございません。
今後も災害対応の実効性を高めるため、地域防災計画や運用マニュアルの見直し、関係機関との連携強化、職員の研修などを通じて危機管理体制の充実を図りまして、住民の安全確保と迅速な災害対応を最優先に引き続き体制強化に努めてまいりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）
２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
今回、ボードを当日見せたわけなんですけど、私の求めていた内容とは違うだろうなという思いを持って、先にボードを上げたんですけど、要するに危機管理の中にリスク管理というのが前段にありますよというところなんですが、これは多分、役所の考え方と私らがやってきたことと違うんだろうというのは、これは認識しています。なので、今回説明していただいたことについては私も

理解しております。

ということで、今度、実際に２番目ですけど、８月５日から６日、７日ぐらいに雨が降るだろうというふうに予想されていたという記憶があります。今、総務課長が答弁していただいたとおりに、危機管理の中に、事前対応として、あるいは事前予測、金沢の気象庁（台？）からの情報、あるいは県からの危機管理からの情報でもって、８月５日あるいは６日からの大雨に対してのリスクをどのように評価して、その対応の計画をどのようなものをつくったのか、お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

小浦議員の質問に答弁いたします。

８月６日夜からの大雨による冠水や土砂崩れ等のリスクに対し、当町では、能登町地域防災計画に基づき、事前の情報収集と対応体制の強化を図りました。金沢地方気象台からの予報を注視し、関係各課と連携して警戒態勢を整えました。

具体的には、８月６日１３時３０分に金沢気象台から大雨情報を受けて対応を協議し、早めの避難を促すため、自主避難所３か所、コンセールのと、柳田公民館、そして松波公民館を開設指示を出しました。１６時には、これら避難所を開設し、告知放送やＬＩＮＥで大雨への注意喚起と避難を呼びかけ、１５世帯２１人が避難をされました。

また、危機管理室職員による待機体制を敷き、被害状況の把握や住民からの通報への対応を強化いたしました。

８月７日８時時点では、各課からの土砂災害など被害報告はありませんでしたが、高潮被害については、小木港、宇出津港で町民から通報があり、職員が現地確認を行ったほか、消防署、消防団による土のう積みやボランティア団体による排水ポンプ設置など応急対応を実施いたしました。

７日朝には、雨のピークが過ぎたことや、高潮被害については生命の危険性がないと判断し、７日時点では災害対策本部を立ち上げませんでした。

今後も気象情報の的確な把握と迅速な対応体制の維持、住民への情報提供を強化し、災害リスクの低減に努めてまいります。

町民の皆様には、引き続き、防災意識の向上と自主的な避難行動へのご協力をお願い申し上げます。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

リスクということに対しての評価をどのようにしたのかということをいただけませんでしたけれども、先ほど前段に話ししましたけど、私の認識と役所とのずれがあるので、私がずれているのかも分かりませんけれども、事前の対応をされたということをしっかり受け止めました。

それを受け止めて、次の２番目の質問にいたします。

２番目の質問は、８月７日から９日、町長は町外出張されているというふうに報告を受けていまして、私もそのように認識します。

質問の前に、先ほども町職員を８月７日８時頃に、８時済んでからですかね派遣して、宇出津、小木地区の冠水の現場を確認したというふうに言われました。町の職員は現状を確認されたという、そういうことですね。

私は８月７日午前８時ぐらいに、冠水した宇出津の港湾地区を回りました。というのは、８月５日あたりから能登地区に大雨の予報が出ていた。これは金沢気象台と同じですよね。６日に激しい雨が降ってきて、また宇出津の港湾付近は冠水するんやろうなと思いながらおりまして寝ました。７日の午前１時に、何か気持ち悪い警報が入って、何やと見ましたら土砂災害が発令されていた。これは大雨のためですよね。そういう経過がありました。

午前８時頃、宇出津港湾をパトロールというほどでもないですけど、これは住民の方々も大変だろうなと思いながら回りました。やっぱり心配していたとおり冠水していました。

住民の方は、一晩中心配で寝られなんだ。潮が満ちてきたら一生懸命、土のうを積んだり水を出したりしたと。そういうようなことを言われていました。

先ほど町長も言われましたが、ボランティアの力を借りて水を外へ出したと。それから消防団の方も一生懸命、土のうを持って回っておられました。

その回る中に、いろいろ苦情を言われました。苦情を言われる中に、町長、何で見にこんげんろ、宇出津と家近いげんけどな。こういうふうに言われました。３人ほど言われたんですけど。今、忙してちょっと来られん、そのうち来るやろうというふうに伝えて、その場をしのいでおりましたけれども、そんなことがありました。

そういうことをちょろちょろ言われるので、１０時過ぎた頃に町長と堂前県議に写真を撮って現状を報告しました。町長は、ありがとうというＬＩＮＥを返信されましたけど、堂前県議からは、子ども議会があるので金沢へ行かんと駄目やと。金沢も雨ひどいんやけど、中止になるかも分からんけど、なったら

すぐ来ると。今のところ、昼からすぐ飛んでくるという、そういう答えをいただきました。

また、西田代議士と連絡を取って、同伴して来ますというふうに、実際に昼から来られました。

私は午前中ぱーっと回っていたので、昼からはこのお二人、ここところというふうにポイントをつけて回りました。町民の声もこのお二人は聞いていただきました。

何だかんだ言って、大変心強かったわけですけれども、午前中は１人、午後、代議士と県議と回って、このときにもやっぱり、代議士や県議が来ているのに何で町長は来んげと、こういうふうに言われるんですよ。

多分、町長は令和６年１月１日の地震の発災後、いろんな避難所を回られて耳にしたと思うんです。私も耳にしました。こんなとき、町長来られるわけないやろうと思いながらも、８月７日の日に同じようなことを言われました。

町民にとっては、町民の代表である町長に一言もらうというのは本当に大事なんだろうなというふうに感じましたし、これは多分、私以上に町長は、避難所とか仮設も含めて巡回されているので分かっていると思いますけど、それをしっかり今日は伝えておきたいと思います。

それと、８月１３日でしたかね、馳知事が巡回されたときに、私はたまたま、またふらっと心配なんで宇出津港湾を回っていましたら、知事が回っておられたので、そこに加わりましたけど、そこを見ると、県議と西田代議士が知事を案内するという場面が多々あったんです。説明まで代議士がしていて、能登町の職員あるいは町長は何で説明せんのかなという、そういうふうに感じたんです。

それはそれぞれ都合もあったり、その場でそういう雰囲気になったのかなとは思うんですけれども、ちょっと私は残念かなと。能登町の人間が能登町が被災している現場を何で積極的に案内してくれんのかなと。そういうふうに思って７日の日を終えました。

ということで、質問ですけれども、町長は７、８、９、３日間出張に出られたと思うんですけれども、どのような基準を基に７、８、９は出張に出られたのかなと。

災害時は、町のトップが陣頭指揮を執るというのは大原則だと思うんですね。これから起こるだろうということは、それは、だろうなので大きいか小さいか分かりませんけど、私の中では、当時は多分まだ大雨とか高潮が出ている最中。そんな中に町を離れたというところ、その根拠あるいは考えをお聞きしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

８月７日午前１時５分に土砂災害警報が発表されました。深夜の発表であったこと、発表時点では一部地区のみがレベル４の状況であったことから、避難指示等の判断は見送りました。

７日の高潮被害については、午前７時３８分に消防から土のう積み依頼が入っている旨の報告が入り、その後、職員が宇出津港、小木港の確認を行っております。

私自身は現場に行っておりませんが、職員からの報告を受け、現場の状況は把握し、能登消防署や地区消防団との連携を図るよう指示をいたしました。

出張の判断については、今後の気象予報、被害状況、町の対応体制、出張先での業務の有益性などを総合的に勘案し判断しました。出張中においても、町内の気象状況や被害情報については随時収集し、関係部署と連絡を取り合いながら、状況の変化に応じて適切な対応を検討していました。

今回の大雨、大潮による被害発生時にも、町内の災害対応体制が機能していること。また、現地からの情報収集や関係機関との連携が円滑に行われていることを確認しつつ、出張先での業務を遂行しました。

なお、途中で能登町に戻る判断についても、出張の判断と同様、慎重に考えておりました。今後も災害発生時には、町民の生命、財産の保護を最優先に、迅速かつ的確な対応を心がけるとともに、危機管理体制のさらなる強化に努めます。

引き続き、町民の皆様の安全・安心のため、災害時の情報収集体制や初動対応力の向上、関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

現地のほうに確認に行けなかったというのは、当町にいなかったというところもありますけれども、今後も当町にいても確認に行けない場合があるかと思います。そのために、たくさんの職員がいて、現地に確認に行って、私の報告に入るわけです。全て私が見なくても、時間があったり機会があれば必ず私は確認に行きます。しかし、できない場合は職員がしっかりと確認をします。

それともう一つ、８月１７日、私が説明をしていなかったとおっしゃいましたけれども、たしか記憶に残っている限りでは、知事をご案内している最中、小浦議員は途中から来られました。全てを見ていないのにもかかわらず、そういう発言はよくないと思います。しっかり私のほうから知事のほうにもご説明をしております。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

鋭い、痛い指摘をいただきまして、確かに私は途中から出ておりましたので、町長の説明は確認しておりません。その辺は訂正とおわびをいたします。申し訳ございません。

では、次の質問に移りますけれども、状況報告をされた、あるいは金沢の気象台の情報なりいろんな関係部門からの情報を持って、出張へ行くという判断をされたと思うんですけれども、その判断というのは、その前に危機管理あるいは職員の方から、こういう状況なので出張を取りやめてはどうやというような進言は全くなかったんですか。あるいは、こういう状況だからもうちょっと様子を見ようとか。３人行かれたと思うんですけれども、２人にすべきだとか。

町長は有益な業務と言われましたけれども、町長のされることは全部有益だというふうに私は理解しているんですけれども、災害が発生していたにもかかわらず、そっちに３人行かなければ駄目なのかというふうに思ったりもするんですけど、職員から中止の意見は出なかったのでしょうか。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

お答えいたします。

当町では、町長の町外出張に際し、事前に危機管理体制の確認を行っています。特に、災害対応や感染症対策など緊急時に迅速な対応が求められる分野については、出張期間中も町内の危機管理体制が十分に機能するよう、職員間で役割分担や連絡体制の強化を図っています。

今回の出張に関しては、取りやめるかどうかは直前まで職員と協議をしました。宇出津地区、小木地区における高潮被害については、報告を受けて把握していましたが、職員と情報共有を図ることで、出張先でも指示可能であること、出張業務の有益性などを総合的に判断し、出張することといたしました。

今後についても、より慎重に判断をしたいと考えております。

職員は、町長の言いなりではありません。しっかり私に、こういう発言はやめたほうがいいとか、ここへ行ってくださいとか、そういうことは常日頃から私に助言をしてくれます。そのことだけは申し添えたいというふうに思います。

議長（金七祐太郎）
　２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
　最後に町長が言われたけど、今回の議論の中に中止せよというのがあったのかどうなのか、ちょっと理解できなかった。――なかったんですね。ないけど、職員は町長、要は私の思い、絶対的権限を持った権力者に対して物を言えないような状態じゃないんだろうなという心配でそう聞いたということ。そういう体質というか、そういう雰囲気ではないということを言われたというですね。それは分かりました。しっかりと理解しました。
　ということで、時間もないので次の質問をいたします。
　では、そういうしっかりとした判断をした上で、８月７日もしくは不在時に、町長の代務者として災害対応したことに対しての町長の評価はどのような評価でしょうか。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　町長不在時における職務代行者による災害対応については、地域防災計画に基づき、明確な指揮命令系統と代理順位が定められています。
　具体的には、私に事故等があった場合には、副町長、教育長、町参事が第１順位、総務課長が第２順位、そのほかの課長が第３順位として、職務を代行し、迅速かつ的確な意思決定が行える体制を整えております。
　８月７日の出張中における対応については、災害対策本部を設置していませんでしたので、総務課長を中心に関係各課が連携して対応を協議し、出張先において常に報告、連絡、相談を受けながら指示しており、災害対応に問題はなかったと考えています。
　また、今回の対応に対する評価については、いろいろなご意見があると思いますが、出張では復興に関する様々な示唆を得ることができましたので、今後の政策に生かせるよう引き続き努めてまいります。

議長（金七祐太郎）
　２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

おおむね能登町の計画に沿った対応であったというふうに、良好であるというふうに評価されたということですね。

であるならば、代務者でなく、できる限り町長が対応するような形でルールを変更するとか、そういうことは必要ありませんか。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

能登町地域防災計画においては、災害発生時の初動対応や指揮命令系統について、町長が災害対策本部長として指揮を執ることを基本としています。しかし、町長が不在の場合や直接対応できない状況が生じた場合には、代務者である教育長や指定された職員が権限を代行し、迅速な対応を確保する体制となっています。これは、災害時における指揮命令の空白を防ぎ、住民の安全確保を最優先するための措置であります。

町長が現場に不在であっても、現在はデジタル機器を活用することで現場の状況をほぼリアルタイムで共有することができ、対応を指示することが可能となっていますので、重要な判断は、代務者ではなく町長ができる状況を確保しています。

引き続き、災害時における指揮命令体制の充実を図りますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

代行を置くのは、心身ともに健康である場合じゃない場合がありますよね。健康であって、場所を離れていても出張先にいて指示が出せる場合と、病気で入院しているような状態では指揮は取れません。そのために代務者がいます。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

必要ないという理解をいたしました。

次の質問に移りますけれども、これから出張も多くなると思いますけれども、副町長が不在です。災害も多い時期ですから、早々に副町長は必要と考えております。

町長、今どのような取組をされているのか、開示できる範疇で開示をお願いしたいと思います。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　副町長は、復旧・復興の途上にある当町において極めて重要な役割であると認識しています。令和６年能登半島地震や奥能登豪雨など度重なる自然災害により、町民の皆様の生活基盤や産業、インフラ等に甚大な被害が及んでいる中、迅速かつ的確な対応が求められています。
　こうした状況下で、町長を補佐し、町内外の調整や各種施策の推進を担う副町長は、町政運営の安定と復興事業の加速に不可欠であると考えています。
　現在、副町長の選任については、町政の方向性や復興計画の推進体制を踏まえ、慎重に進めているところであります。
　副町長が不在であることは、業務上の遅れはないものの、通常業務に加え、災害対応や復興事業など多岐にわたる業務を担う職員には負担をかけていることと感じています。町民の皆様や議会からも、復興のスピード感や町政の安定を求める声が寄せられていることは十分承知しています。
　私としても、復興計画の着実な推進など町の重要課題に迅速に対応するため、できる限り早期に副町長を選任できるよう努めてまいりたいと考えております。ご理解ください。

議長（金七祐太郎）
　２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
　一遍に質問すればよかったんですけれども、町長は職員にも負荷がかかっているので町民も心配しているというような認識ということで、今いろいろ取組をされていると思うんですけれども、（副？）町長就任の見通しというのは、もしあればお答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　副町長の就任時期につきましては、現時点で具体的な日程を明示することはできませんが、町政の安定と町民の安心・安全の確保、そして復旧・復興の加速化を図るため、議会の同意が得られるよう、できる限り速やかに進めてまい

りたいと考えております。
副町長は重要なポストであります。適任となり得る方については、有能であることが求められます。そのような方は何らかのお仕事を現在もされているでしょうし、組織にも属されている場合が多く、副町長に就任していただくには簡単なことではありません。そのため、現段階で一方的にこちらの考えを述べることは控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（金七祐太郎）
２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
重要ポストの人事のことですから、なかなか開示できることもないと思いますけれども、私も含め町民皆さん、復興が遅れるよとか、職員がもちろん負荷がかかるだろうということを心配されているので、微力ながらできることは私も力添えはしたいというふうに思っておりますし、また期待をしております。
それでは、次の質問に移りたいと思います。
令和５年、６年と質問しておりますけど、能登町のＤＸについてです。
ロードマップ１１項にある３つ、情報システムの標準化と共有化、２つ目、テレワーク・モバイル端末機環境整備、それから３つ目、ＡＩ－ＯＣＲ、ＲＰＡ導入の検討。この３つについて、現時点の進捗状況の報告をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
では、ご質問につきまして、その概要と昨年度と比較しての進捗状況をお答えさせていただきます。
まず１点目の情報システムの標準化と共有化でございます。
これは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、自治体ごとにシステムの内容が異なるものを来年３月末までに戸籍や住民基本台帳など標準化対象事務２０業務について、標準化のための基準に適合したシステムに更新し、システム費用の削減や業務の円滑化を図るものでございます。
進捗につきましては、昨年７月末時点で答弁いたしました進捗率は５１．１％でございましたが、本年７月末時点では２１．８％増の７２．９％であり、全国平均の６８．７％、県平均６５．４％を上回っている状況でございます。順調に

移行準備を進めておりまして、来年３月には新システムに移行できる見込みとなっております。

次に、２点目のテレワーク・モバイル端末等の環境整備でございます。

これは、多様で柔軟な働き方改革を進め、在宅勤務、モバイル勤務のほか、災害時や遠方への出張の際でも業務ができるよう環境を構築しまして、住民サービスを継続して行っていくため、整備するものでございます。

昨年度につきましては、モバイル端末の整備を検討すると答弁させていただきましたが、現在についても整備は進んでおりません。今後につきましては、後ほどご説明いたします文書管理システム導入に合わせ、取り入れていく予定としております。

次に、３点目のＡＩ－ＯＣＲ、ＲＰＡ導入の検討であります。

ＡＩ－ＯＣＲは、紙に書かれた文字をデジタル化する技術、ＲＰＡは、パソコン上で行う操作を自動化する技術であります。例えば、紙の申請書の内容を表計算ソフトに職員が入力する作業を機械がデータ化し、システムにも自動的に反映させることができる技術でございます。

こちらにつきましても、現在、導入は進んでございません。今後についてでありますが、能登半島地震、奥能登豪雨などにより、通常の業務に加え、復旧・復興業務の大幅な業務が増加しております。地震前の令和５年に調査した結果ではございますが、上司に伺うための起案、決裁準備から承認まで約１万５，０００時間を費やしている結果となっており、地震後の業務量は、それに加え大幅に増加しております。

そのため、現在の紙での文書から電子の文書に切替えするため、文書管理システムの導入を予定しております。

また、システムの導入に合わせまして、モバイル端末を整備することにより、役場だけでなく出張先からでも決裁、承認をすることができますので、復旧・復興事業の円滑な運営や職員の負担軽減、それからペーパーレス化も図られると考えております。

また、ＡＩ－ＯＣＲやＲＰＡにつきましても、この文書管理システムの導入に並行して検討を継続してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

３つのうち１つは２１．８％、順調に計画が進み、来年の３月に導入できると

いうことで、これはぜひ予定どおり進めていただきたいなというふうに思います。

それから、モバイル端末ですけど、先ほどずっと町長が町外で出張しながらでも仕事できる。以前、打合せしたときには、ＬＩＮＥを通じたシステムで情報はやり取りできるというふうに言われましたけど、情報がやり取りできるのは分かりますけど、業務となると幅広い、いろんな書類をやり取りしたり決裁をしたりというようなこともあると思うので、モバイル端末はぜひ急いでもらったほうがいいと思う。

これは前職の経験上、私がそう言っているんですけど、本当に画期的に、どこにいても仕事をスムーズにできる。自分も当然ですけど、そこの組織におる人たちもストレスなくちゃんちゃんと仕事できるという、そういうメリットもあるので、ぜひ導入を急いでほしいなと思います。

反面、家へ帰っても仕事できる、仕事やれという、そういうような部分もあるので、そこはよく注意していただければなと思います。

それから、ＡＩ－ＯＣＲ、ＲＰＡも、前回は３万４，０００時間で月１８名分の仕事量ですよと。今、山下課長は１万５，０００時間また増えたというふうに言われたんですかね。私はそう理解したんですけど。

とにかく民間からいうと、ハンドでやる仕事をそういうシステム化する、合理化するということで、省人化を図れるんです。１８名分になると大体３００万、４００万円ぐらい月コストダウンできるという、そういうそろばんをはじいてしまうので、これもぜひ、いろいろ問題はあると思いますけれども、ぜひ積極的に進めていただきたい案件でありますので。

令和８年の９月定例会議にも、どうなっているかと聞きますので、よろしくお願い――よろしくお願いするものではないですけど、聞きます。

次の最後の質問じゃないなということで、今、担当課長の報告を聞いて、ＤＸの計画について町長はどのようにお考えでしょうか。お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

能登町ＤＸ推進計画については、これまでの進捗状況や各種報告を踏まえ、今後の方針について説明いたします。

まず、能登町ＤＸ推進計画は、国や県の情報化戦略と整合性を図りつつ、町民生活の質の向上、行政の効率化、地域経済の活性化を目指し、持続可能なまちづくりの実現を基本方針としています。計画の推進に当たっては、暮らしの

ＤＸ、地域のＤＸ、行政のＤＸの３本柱を軸に、行政手続のオンライン化、情報システムの標準化・共有化、ＡＩ・ＲＰＡの活用、ペーパーレス化、デジタルデバイド対策、オープンデータの推進など、具体的な施策を段階的に進めています。

昨年の能登半島地震、奥能登豪雨といった災害対応の経験を踏まえ、復旧・復興を最優先としつつ、デジタル技術を防災や避難支援、情報共有などに活用することが重要です。

また、町民の誰一人取り取り残さない共生社会の実現に向けて、デジタルデバイド対策やスマホ教室など、デジタルリテラシー向上にも引き続き取り組む必要があります。

今後の方針としては、ＤＸ推進本部を中心に、各課や関係機関との連携を強化し、計画に掲げた施策の着実な実行と進捗管理を徹底してまいります。

特に、私としましては、計画項目にもありますが、職員がデジタル技術を活用した業務の変革を自ら実行できるよう、デジタル人材の育成をしていきたいと考えています。

これで私からの小浦議員に対する答弁というのは最後になりますけれども、一つお願いをしておきたいなというふうに思います。

小浦議員におかれましては、これで９月定例会で約３年勤めていただき、12回の定例会を経験されたかなというふうに思っております。毎回、一般質問をされておりますし、今回もたくさん質問をいただきました。経験豊富な小浦議員でありますので、今後はできれば単なる確認とか質問ではなく、中学生議員のように提案型の質問をいただけると、より一層町政の発展につながるんじゃないかなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

投げたボールが、逆にでかいボールになって返ってきたなという認識ですけれども、私の知識と経験でお役に立てるものならば何ぼでも提案しますので。分かりました。

では、最後の質問になると思いますけれども、４月１１日発表の能登創造的復興支援交付金２３億９３２万円の用途を能登町としてどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

吉村企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

能登創造的復興支援交付金につきましては、震災からの創造的復興を実現し、地域の持続的な発展を図るため、幅広い分野において活用を進めております。

県が示しております活用イメージといたしまして、関係人口の拡大支援、デジタル改革、教育関連施設の整備などが挙げられておりますけれども、当町におきましては、これに加えまして、地域の実情や課題に即した多角的な事業展開を重視しております。

具体的には、交付金の活用対象となります８つの取組項目を基に、町独自の実施計画を策定いたしまして、復旧・復興の加速化を目指しております。例えば、住宅復旧支援事業では、国の制度では対象外となっております準半壊や一部損壊世帯が行う住宅修繕に対しまして補助を行うことで、住民の生活再建と地域コミュニティの維持を支援しております。これにより、人口流出の防止や、安心して暮らせる環境の整備につなげております。

また、まちづくり担い手育成事業では、町民や当町に関心を持つ人を対象としました講座を開設しまして、復興や地域づくりの担い手となる人材の確保、育成に取り組んでおります。

これらの事業は、災害に強い地域づくりや、なりわいの再建、コミュニティの再生など、県の創造的復興プランの趣旨に沿ったものであり、交付金の効果的な活用を通じて、町全体の復旧・復興を加速化させるものと考えております。

今後も交付金を活用した各種事業を着実に推進し、町民の皆様の安全・安心な暮らしの実現、地域活力の向上、そして持続可能なまちづくりに努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

安心・安全に復興できるように、しっかりと使っていく、あるいはいこうとしているということを理解いたしました。

そこで早速、提案ですけれども、住民の心の復興が加速されるような、目玉となるような使い方を今後検討していただければなと思いますので、私も一緒に考えますので、お願いいたします。

以上で２番、質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、２番　小浦議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。

１４時５０分から再開いたします。よろしくお願いします。（午後２時３９分）

再　　開

議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後２時５０分再開）

それでは次に、１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）

昼から大分長くなりまして、皆さんも眠たい頃かと思いますので、さっと聞いて、さっと上がろうと思います。

今回、高潮、冠水などの被害に絞って、今後の町の姿勢を問いたいと思います。

鍛治谷議員の質問と類似する点もありますが、再度確認をしたいと思います。

先月発生した大雨により、海沿いを中心に高潮に見舞われ、道路の冠水や床下浸水の被害が当町でも数日間にわたり続きました。海水や河川が岸壁を乗り越えたり、排水口から逆流するなどの被害が相次いで発生し、宇出津の約９０世帯、小木の約７０世帯が床下浸水するなど、多くの民家や事業所が被害を受け、避難や営業停止に追い込まれました。

震災の影響もあり、地盤が沈下した住宅地では、雨が降るたびに、本来の排水機能が低下し、加えて台風や強い低気圧が襲来するたびに海面の水位が上昇し、高潮が住宅地まで押し寄せてきています。

こうした高潮被害は、今回が初めてではなく、以前から繰り返されているにもかかわらず、根本的な対策が図られることはなく、住民は不安と不満な日々を送っておられます。

石川県は、今回の８月の大雨を踏まえて、国と連携をし、冠水や高潮に対する長中期的な防災対策を実施するため、年度内に冠水・高潮対策プランを取りまとめる方針だと伺っております。

また、９月補正予算では浸水や冠水などの緊急水害対策費を盛り込み、高潮対策や冠水がしやすい道路での排水ポンプの増強などを実施するなどの報道もありましたが、具体的に、今回の大雨でさらに被害が拡大した宇出津、小木港の護岸や臨港道路の舗装のかさ上げ工事にも着手するということで、大変心強く思っておりますが、その対応については地震直後から半年たっても１年たってもあまり変化がないように感じますし、むしろ被害が拡大している箇所もあるように思います。

今後の対策を考える上で、高潮災害を防止するためには、海岸堤防や水門の設備等のハード面と、警戒、避難体制の強化といったソフト面とが一体となった具体的な対策が必要です。

そのため、被災形態の変化にも対応し、人口、背後地資産の集積等に加え、特に港湾、漁港は、防潮堤や水門等の海岸保全施設については利用面を考慮しつつ整備し、越流した水が長時間背後地に湛水し被害が拡大するのを防ぐためにも、地下空間を活用したトンネルや調整池等の貯留対策設備など、背後地の内水対策を合わせて講じることが必要だと考えます。

これまで、この高潮や冠水対策について、国や県、関係機関などに対し、どういった協議や働きかけを行ってきたのか。現在、具体的な事業計画や工法、復旧時期など決まっていることがあれば、お聞かせ願えたらうれしいと思っておりますし、また、町としての今後のハード面での対応、対策はあるのか。また、浸水被害者に対するソフト面での支援や補助など、能登町としての方針があれば、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

吉田町長。

町長（吉田義法）

河田議員の質問に答弁いたします。

地震による地盤沈下や台風、高潮の影響により、宇出津地区や小木地区の海岸地域では度重なる浸水被害が発生していますが、海岸線の護岸を超えてくる海水による冠水については、県及び権限代行している国が港湾の臨港道路のかさ上げや物揚げ場の復旧計画を進めています。町といたしましても、国、県の協議に参加し、早期復旧に働きかけています。

復旧の具体的な内容についてですが、現在は応急的に、かね八跡地前辺りの道路面をアスファルトでかさ上げしていますが、これをさらに越水が発生しない高さ、そして距離を延ばして臨港道路や物揚げ場を復旧する計画で進めています。これは小木においても同様となります。

宇出津地区の復旧についてですが、県が実施する物揚げ場については、今年の３月に発注済みとなっており、国が実施する臨港道路についても、直接道路に隣接する地区住民に対して復旧計画の説明を進めており、早期発注を目指して取り組んでおります。

また、内水面の排水不良については、先日、石川県土木部の生活排水対策室が事務局となり、能登内浦地域冠水・高潮対策検討協議会が発足され、具体的な対策工法や復旧時期の調整を進めることとなり、内水面の排水施設の整備やそのほかの手法については、国や県と協議し、情報共有しながら検討を進めていくこととなります。

ご提案の地下空間の活用や調整池等の整備については、解決策の一つであると考えております。

浸水被害者への支援や補助についてですが、液状化等により沈下した宅地や店舗の復旧については、県の基金による事業や補助事業がありますので、復旧に向けてご活用いただければと思っております。

また、先月６日から７日にかけての高潮による被災した地区や世帯の方々に対しましては、消防署や各消防団による土のう積みのほか、町は衛生環境の確保を図るため消毒機器の準備を行ったところです。現時点では、町として浸水被害者に対するソフト面での支援や補助についてはありませんが、県では、８月の大雨被害を受けた事業者が活用できる補助制度を創設する予定としています。詳細な内容が示されましたら、皆様に周知してまいります。

議長（金七祐太郎）

１１番　河田議員。

１１番（河田信彰）

臨港道路や物揚げ場の復旧計画は進んでいるということですが、内水面の排水対策はこれからということですね。ぜひ地下空間を活用したトンネルや調整池等の貯留対策設備と合わせて同時進行できるよう、復旧計画を進めていただくことをお願いします。

私は専門家でありませんので、どういった工法、どういった設備、整備が一番強固なものかは分かりませんが、引き続き国や県へ働きかけを行うとともに、町としてできることは惜しみなく実行し、工事のスケジュールと合わせて常に情報を町民に発信していただきたいと思います。

場合によっては、事業、工事を集中的に実施するため、対象地域の住民に一時移転をしていただくことや、曳家工法といいますか、住宅の床のかさ上げや補強工事に対し、全面的に町が補助をするといったことも考えられるのではな

いかと思います。
　また、これまでの地震、大雨などの経験や検証結果を踏まえて、高潮、冠水対策についてもしっかりと町の対策、方針を定め、町の地域防災計画や復興計画にも、その予防と対策を明記していただきたいと思います。
　以前、私は公務員は役人という話をさせていただきました。役に立つ人だから役人なんです。役に立つところだから役所なんです。町民の方は、もう皆さん心も体もくたくたなんです。皆さんに助けてほしいんですよ。
　今は将来の物語は要りません。この能登町に残って頑張っている町民の生活が大事だと思っております。安心して暮らせる元の環境、当たり前の生活を取り戻しましょう。
　今なお町には高潮注意報が継続中です。実践なくして結果は生まれません。町長、スピード感を持って復旧の事業が進んでいくことを期待し、また、お願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。
　どうもありがとうございます。

議長（金七祐太郎）
　以上で、１１番　河田議員の一般質問を終わります。
　それでは次に、１３番、志幸議員。

１３番（志幸松栄）
　皆さん、もう終盤に、一般質問２日かかるのかなと思ったけど、終盤まで来まして、まだ3時です。ちょこっと時間を使わせていただきたいなと思っております。
　今日は、前と後ろにちょっと私の思いも言葉、質問の前に。質問は２点ありますけれども、議長、ひとつよろしくお願いします。
　私、正直言って、今日の質問者は９名おられますけど、皆さん大体似たか寄ったかの質問があるなと思って。皆さん全員。私は正直言って、５番議員の物の考えの質問と私は同じ質問です。それから、今言われました１４番の議員と、それから高潮問題。それから１１番の議員の問題。質問された。やや似ておられます。
　その前に、私、取り下げたものは議長にお願いしてあるんです。２番議員が言った副町長の件について、私も質問事項に書いておりましたけど、２番議員がやるというものだから、それならやってくださいということで、私、ちょっと物足りなかったなと思って、その問題もひとつ言葉の前置き、後ろに言葉を町長に言いたいなと思っています。
　正直言って、今日は私、議会に出て二十数年になりますけど、一般質問は正

直言って欠かしたことがありません。だけどはっきり言って、能都町の論争、論議をしておったときの議会とよく似た議会になってきたなと思って私は涙を流しておったわけでございます。

それはどうかというと、私が町会議員に初めてなったときのように、議長が物すごく手を差し伸べた。すぐ議員同士で議論しながら、この言葉は分かるのは今、１４番議員がふふっと笑ったけど、ちょこっとあれすると、みんな議員同士の悪口の言い合いで、議長がすぐその中で休憩、休憩といって、ほんで一般質問はなかなか２日かかってやっと終わっておりました。そういうような議会を今日は思い浮かべたもんですから、前置きと後ろ向きはちょこっと言葉をさせていただきますということで。

皆さん、地震の復旧・復興というものを重点にみんな挙げておられますけど、私がこの町の中を見ております中で、高潮。だけどおかげさまで、この２か月の間、何もなかったと。能登町は、この震災だけで、高潮問題だけで。

おかげさまで、国のほうは今、選挙選挙と言ってもめております。そういう中で、私たちがまとまっていかなきゃならんのに、今日の議会はあんまり私、評価する問題です。これから仲よくやっていく。最後に言っていきたいなと思っております。

それでは、問題に、議長、移りますので、説明。今日は２点、町長にお答え願いまして、最後にまた言葉をちょっと添えて終わりたいなと思っております。

それでは１点目。持ち家を保持、耐震化することは、当町の人口減少抑制に寄与するものである。震災後、耐震診断を行った件数、また工事の完成に至った件数を問いたいと思います。

これは住宅の耐震化への対応についてでございます。１点目ずつ趣旨説明します。

羽咋以北の市町の補助金額の内容は。また、当町の耐震化率が分かれば示してほしいと思っております。

今後の耐震化対応を強固にするための補助金のアップを検討しているのか。能登町が調べた結果、一番安かったんじゃないかなと。

答えをいただいて、ひとつよろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

それでは、志幸議員の質問に私のほうから耐震診断の申請件数や耐震改修工事の完成件数、それから羽咋市以北の耐震改修補助金の内訳、それから当町の

耐震化率について答弁したいと思います。
　発災後からの耐震診断及び耐震改修工事の実績についてですが、耐震診断の件数は８月末時点で３９件申請が出ております。耐震改修工事の完成に至った件数は、残念ながらまだございません。
　次に、羽咋以北の市町の耐震改修補助金額の内訳についてなんですが、各市町で制度に違いがありまして一概に幾らということはないんですが、２１０万円から３１０万円となっております。能登町につきましては２３０万円であります。
　次に、当町の耐震化率についてなんですが、平成３１年３月に策定しました能登町耐震化促進計画、この中において調査をしたところ、当町の耐震化率は約５３％となっております。現時点での耐震化率は、まだ調査を行っておりませんが、正確な数字をお示しすることはできませんが、計画の見直しに合わせて調査を行いたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　志幸議員の質問に私からも答弁いたします。
　今後の耐震対応を強固にするための補助金のアップを検討しているかということでありますが、今後の耐震対応強化に向けた補助金の増額については、町では、国や県と連携し、制度の拡充を随時行っており、７月２３日に１８０万円から２３０万円に引き上げています。今後も国、県と連携し、耐震化率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
　１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）
　一生懸命やっぱりやっておられる耐震化。７月の何日だったっけ、１８０万から２３０万円に変えられたということでございます。今後また検討していきますというお答えでございましたので。
　なぜ私この質問をしたかというと、当初予算に耐震化の問題を言われましたね。そのときに総務課長が答えられた、質問された方に答えた。まだゼロ件。結果はゼロ件。

やはり皆さん、町民の方は地震があった後です。耐震化して、新しい家はなかなか建てられないけれども、この家で補助金が当たるんだったら、地震、マグニチュード７以上来たって壊れないような家に住みたいという願望は、みんなおありだと思うんです。だからこれは重要視して皆さんおられることだと。

近所の方も、ちょっとおい、こういうような質問をちょっと頼むぜって、こういうことで言われましたので、私自身も思っております。

そういうことで、極力、地震に対応できるような家に住みたいなという要望でございますので、町長、勉強して、また一生懸命この検討をひとつよろしくお願いいたします。

それでは２点目に移ります。よろしいですか、議長。移ります。

住宅等の修繕についてでございます。

これはリアルなものでございますけれども、皆さん、一部損壊、それから半壊の人は家を潰さないでこのまま住宅に残ろうという方もおられます。いろんな方々がおられます。

私は半壊の上、中規模半壊。そういうようなことで、国からも町からもお金をいただきまして、だけど直そうかなど、どこを直そうかなと思っても、もらったお金は全部直しましたけれども、ただなかなか、つい最近直したんです。

なぜかというと、大工さん、技術屋がはっきりしないんです。１階の窓口の人たちに尋ねてみたんですけれども、１日３０名から４０名の方々が心配して来られるということで、ただし、安心した技術者がいないということなんです。

やっぱりこの問題、技術屋さん、大工さんその等も、役場の方々があっせんしてくだされればいいかなと思って私はおるんですけど、そういうような技術者をあっせんできるような施設があるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

それでは、志幸議員の御質問に答弁したいと思います。

一部損壊や準半壊の住家の修繕に際し、業者選定や費用交渉に不安を抱えている方がおいでいることは町としても十分認識しております。

公費解体の場合は、町が契約した業者が施工し、費用も公費負担となりますが、修繕の場合は、個人で業者を探し、修繕費用の妥当性を判断する必要があるため、特に高齢者や災害後生活再建にご苦労されている方々にとっては大きな負担となっているというふうに考えております。

このような課題に対応するため、町では、修繕の相談に来られた方には、石川県が発行しました「住まいの再建をお考えの方へ」というチラシを配布しまして、そちらで石川県木造住宅協会、石川県建設業協会事務局が相談を受け付けているということをご案内しております。

また、７月から８月にかけまして実施しました住まいの再建状況調査でも、業者が見つけられないというような回答をされた世帯に対しまして、応急修理の実績のある事業者で修理対応が可能と回答していただいた事業者のリストを送付しております。

今後とも被災者の生活再建支援や相談体制の強化を図りながら、個々の事情に寄り添った多様な支援を提供できますよう関係機関と連携しながら取り組んでまいりますので、修繕を検討されている方はぜひ町の窓口や総合相談会を活用していただきまして、安心して生活再建に向けた一歩を踏み出していただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

町のほうへ来てくだされば、ちゃんと業者をあっせんするという答えをいただきました。それは非常にありがたい言葉だなと思っております。

これから正直言って、復旧・復興はなかなか進んでいないというような見方でございます。私自身も、町の中を歩いても。

だけど今、課長の答えをいただいた。下のあれよりも２階ですね。２階の復興住宅課。そこへ来れば、ちゃんとあっせんして答えを出してくださるということでね。そうすると、お年寄りも金を出しやすいんですよ。

私、こうやって見ていますけど、新聞にも毎日入ってきます。こういうような仕事があります。こういうものはあれということで新聞に入ってきますけれども、安心して発注できないんですよね。

そういうことで、課長、またそういうことは明日から、このテレビを見ている人が結構おると思います。明日から来られると思いますので、丁寧に説明して答えを出してあげてください。

それでは、質問の２点終わりました。ありがとうございました。

それでは、もう１点だけ最後に、言葉が足らなかったんです。前置きが。まだ１８分あります。河田君よりちょっと長くなりましたけど。

正直言って、皆さん、こうやってかって議会も執行部も両輪だと思うんですよ。けんかするのは議会じゃないんです。執行部じゃないんです。もう皆さん、

いつまでも選挙しないで、選挙は終わったんですよ。
吉田町長があと３年か４年か引き受けて、体は大きい。それと同時に耳の穴も大きいんじゃないかなと思うんですよ。結構、私、正直言って、耳の穴の大きい人だなと思って聞いております。しょっちゅう言葉も、立ち話をさせていただきますけど、一生懸命に頑張っておられる姿も分かりました。
この前、町の中からいろいろと水害の問題、高潮の問題もずっと町内を回られていきました。だけど私じゃ何にもできないよということで答えを出したらしいから、おい、そんなこと言えば、みんな町民の方が失望するから、任せとかしというような大きな気持ちでこれから町民の方には対応してくれということで、吉田町長には言葉をかけたと思います。
そういうことで、耳の穴も大きい。体も大きい割に、いろんなことで、これから議会も仲よく、それから職員の方もいろいろ、もう吉田体制になったんですよ。だから、できるだけ町長に協力し、また耳の穴が大きいといったから、嫌なものは嫌と言えばこの町長は引き受けてくれると思うんですよ。
そういうことで、仲よく議会と執行部とやっていけば、町が結構復興が進んでいくなと思っております。
それこそ小浦君は祭りの親方。昨日、おとついも秋祭りもやっておりました。そういうことで小浦君も頑張ってやってください、議会のほうも。ここは役場なんです。会社じゃないんだよ。
そういうことで、ひとつ皆さん仲よくやりましょう。
今日は余分なことで声をかけましたけど、ひとつよろしくお願いします。
ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）
以上で、１３番　志幸議員の一般質問を終わります。
それでは次に、７番　南議員。

７番（南正晴）
それでは、初めてですけど、しんがりというか、本日最後の質問になると思いますが。
まずは通告どおり質問したいと思いますが、１点目の質問は、午前中に同僚であります１２番の向峠議員からもバトンを渡されたというかボールを投げられた感じの質問になりますので、また言葉足らずであった場合は、次回また向峠議員にお返ししますので、その辺はよしなにお願いしたいと思います。
それで今回、河川の氾濫というか、７月の会議でまず私ら可決しました柳田地区の災害公営住宅予定地。ここは９，４００万余りの予算というか金額で町

が購入しておりますが、仮称として現在、柳田団地の建設予定地ということで、天坂、五郎左エ門分のこの地面。昨年９月２１日の豪雨、そのときにはかなり浸水しまして、たしか今年の春、災害ボランティアの方々がいろんな流木やごみなどを一生懸命片づけていたという記憶があります。

ところが、また今年、私らのところでは、柳田地区は８月１０日が一番すごい雨だったと記憶しておりますが、その８月１０日の大雨で、また寺分川が氾濫いたしまして、建設予定地が浸水いたしまして、Ｕ字溝や生活ごみ、立木等が流れて、そのままとどまっておりました。川底が浅くなっており、また護岸も崩れております。この状態ですと、雨が降るたび、また浸水するのではないかと心配があります。

私らも賛成してこの土地を購入しまして、これから仮設ではありませんね、災害公営住宅ができるということを考えますと、先ほどたしか５２戸予定していると。一つの集落ができるようなものだと思いますが、ここに建てる以上は、浸水、まずそういった心配がなくなるような対策、当然考えられていると思いますが、現在考えられている対策をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

それでは、南議員の質問に私のほうから答弁させていただきます。

昨年９月の豪雨災害及び今年８月の大雨につきましても、建設予定地に接続する珠洲道路は冠水しておりませんので、建設予定地の造成計画高は、現在の田んぼの田面から珠洲道路と同じレベルの高さにまで造成、盛土する計画にしておりますので、団地への冠水は影響ないかなというふうに考えております。

また、団地を造成するに当たりまして、団地内に直接的に流れてくる雨水につきましては、調整池を設置し、排水の機能強化も図っておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

７番　南議員。

７番（南正晴）

今の課長の答弁ですと、珠洲道路まで高さを上げるということです。それだけの盛土をされるということなんですが、私の経験上、盛土してすぐ造成するというのは、地盤的に締まるというか地面がまだふわふわした状態で大丈夫な

のかなという危惧もあるんですが、あそこ、先ほども言ったように護岸も崩れてきていると思いますので、まず川のその辺の対策も必要かなと思いますが。

川があそこ、ちょうど横切る形で流れるということなので、川の護岸の改修もしくは思い切って横を流れている川を流れを変えられるような、そういった工事とかは考えていないのか、その辺ひとつお聞きします。

議長（金七祐太郎）

内糸建設水道課長。

建設水道課長（内糸英和）

南議員のご質問に答弁させていただきます。

令和６年９月及び令和７年８月の豪雨により、今まで経験したことない雨量によりまして、寺分川をはじめ能登町の河川でも氾濫や浸水被害が発生しております。

南議員からご提案があります寺分川につきましては、珠洲道路を横切らずに流れるよう河川工事をするという内容で、河川の直線化工事であると思いますが、直線化する工事をいたしますと、高低差が変わらず距離のみが短くなりまして流速が増し、下流での越水や土砂の堆積など新たな問題を引き起こすおそれがあります。現実的には困難であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

７番　南議員。

７番（南正晴）

ただいまの建設課長の答弁ですが、私、素人考えで誠に申し訳ないんですが、単純に考えたとき、地図で見たときに、寺五の下水処理場辺りからあの川というのは珠洲道路を横切って、農済奥能登支所の裏を通って、また再び珠洲道路を横切って、現在資材置場になっていますが天坂乙の８の４３、この地番辺りへ戻ってきているというので、単純にその寺分川の流れ、増水時には真っすぐ流れるようなせめて水路をつくるようなことは考えられないかということなので、一つの提案として、答弁は求めませんが、受け止めておいていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

それで、昨年１２月にも質問いたしましたが、重なるかもしれませんが、９月豪雨被害が出た河川というのは、この８月の大雨でさらに被害が広がり、氾濫するということが考えられる河川がさらに増えてきたような気がいたします。

私の近隣の地区でも、８月１０日の雨で、結局ふだんは静かな小川なんですが、農道という感じで畑へ行くためにコルゲート管を埋めて、そこに水を通していたところがあるんですが、そこに流木等が詰まり、逆に川下のほうから水があふれてきて、再び農業用の納屋が浸水したというような方もおいでますので、氾濫することが考えられる河川が増えたということで、復旧や復興の対策、それがどうなっているか。

当然、建設課としては、かなり計画が出来上がっているんだろうと思いますが、それが果たして地区の区長さん、もしくは河川のそばに住んでいる住民に今後どうなるか周知がされているのか。その辺、お聞かせ願います。

議長（金七祐太郎）

内糸建設水道課長。

建設水道課長（内糸英和）

それでは、南議員のご質問に答弁させていただきます。

現在護岸が損傷している場所につきましては、災害復旧事業による早期の復旧に向け、また、この間の豪雨によりまして被害が拡大されているところを含めまして詳細設計を行い、現在、国との協議も順次進めている状況でございます。

また、被害のない護岸箇所においても、越水の懸念がある場合については、状況に応じ、かさ上げや川底のしゅんせつ、または護岸の整備を検討していきたいと考えております。

また、周知方法につきましては、現在、庁内連絡調整会議の立ち上げ準備を進めており、町全域の被害状況や復旧の優先度を整理しまして、町民の皆様への情報発信の強化を考えておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

７番　南議員。

７番（南正晴）

何回も言いますが、河川の近くに住んでいる方たち、結構不安を抱えておりますので、一日も早くそういった方の不安を取り除くよう鋭意努力をしていただきたいと思います。

それでは、２点目の質問に入ります。

今年８月に行われました農地の災害復旧の見込みというか、そういった説明会がありまして、それによりますと、令和８年３月までにはほぼ災害を受けた

農地の災害復旧工事の発注が終わるという予定でした。ということは、私の考えでは、令和９年の４月からは、ほぼ全ての農地で令和５年並みの、特に水田ですけれども耕作が可能となるというふうに理解しております。

ただ、間が３年開きます。そうするとその間、たった３年のようですけれども、私が今６４歳ですが、令和９年には６６歳。まだ農家としては仕事はできるかなと思いますが、やっぱり７０を過ぎている方にとっては、３年というのは体力の衰えとかそういったものが考えられ、短いようで長い３年かなと。

大災害であったから仕方がないと言われればそれまでなんですが、なるべく仕方がないとは考えずに、その次、これから農地がせっかく復旧されるということは、当然、後継者なり新規就農者を育てていかなければならないと思うんです。

まずその件で、ちょっと趣旨は違うかもしれませんが、近年、当然、スマート農業という形で、後継者や新規就農者は体を酷使するような農業ではなくて、あぜ端に立って稲作というか米の状況を眺めながら作業ができるというような、これからそういった時代になっていくと思うんですが、その先に、私たしか令和５年の９月会議で、スマート農業といった形、それを導入するにも資金が必要であると、支援策の導入を望むと質問したときに、当時、町は町の単独事業では難しいと。中山間地域等の直接支払交付金の中に生産性向上加算金というものがあるので、スマート農業機械を集落の共同利用機械として導入することが可能であると。ぜひそれを活用していただきたいと答えをいただいたと記憶しておりますが、現にそれの活用策はあるのか、まず。それがあれば、ひとつ教えてください。

議長（金七祐太郎）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

南議員の質問に答弁させていただきます。

新規就農者や若手農業者が安心して営農できる環境づくりを進めていく上で、スマート農業の導入は非常に重要で、町では、その導入の際に活用できる有利な事業を積極的に提案もしくは推奨しております。

その中の一つとして、今、南議員がおっしゃる中山間地域等直接支払交付金というのがございますが、その事業によるスマート農業機械の導入については、令和２年度からの第５期対策と言われる５年間で、ドローンを導入した集落協定というのが２つございました。そのどちらの協定でも、病害虫防除の際に導入したドローンを活用して労務負担の軽減が図られておるところでございます。

議長（金七祐太郎）

７番　南議員。

７番（南正晴）

ドローンが２つあるということで、これは当然、集落として購入されて利用されているんだなと思うんですけれども、今後やはり震災の後、集落機能の維持というのは難しくなってきていると。これからは、ですからこういったスマート農業を進めるためには、個人でも難しいと思うんですが、集落単位も難しいので、やはり大規模な農業法人もしくは企業体が担っていくようになるのかなと思うんですけれども、仮に個人で始めようとした場合、中山間地域直接支払制度というのは平成１２年からたしか始まったと記憶しているんですが、今年から第６期対策としていよいよスタートしていますが、スマート農業に対して、私なりに農林水産省のホームページをのぞきますと、スマート農業に対しての補助率は２分の１以内で、補助上限額は１サービス実施主体当たり１，５００万と表示されております。

これを例えば、いきなりぽっとやってきた若者が全てじゃ新規でやりましょうと思って農業参入しようとしたところ、１０ヘクタール以上やらないと採算は、今年の米の値段なら何とか採算取れるかなと思うんですが、私が勝手に試算したところ、農業機械をそろえる、また施設をそろえるとなると、１０ヘクタール以上の規模でやろうとした場合、コンバインが４０馬力としてこれが８００万、田植機が８条として６００万、トラクターのパワプロ３５馬力程度で７００万、農薬散布用ドローン技能講習に２００万。ここまでで約２，３００万。そのほかに農産業場１棟、規模にもよりますが１，２００万。乾燥機や色彩選別、または米の調整施設として７００万程度。そうすると合計すると４，０００万ぐらいかかるということで、簡単に新規就農で、さあ裸一貫でやりましょうという金額ではないと思います。

補助はいろいろつけていただいても、少なくとも半額、２，０００万程度は自分でやはり負担しなければいけないかなと思うんですが、当然、能登町というのは、そのほかにも農業面から見ると条件不利地とかいろいろ言われています。勾配の多い中山間地が多いので。

ですから、集落としての共同利用機械としての導入に中山間地域の生産性向上加算金を使いますけれども、さっき言ったように、例えば若者が新規でやりましょうと来たときには、多分そこの集落の人らが理解してくれれば大丈夫なのかなと思うんですけれども、こういった若者に対して町独自のいろいろ助成制度もありますけれども、新たにスマート農業の導入に対しては、さらにせめ

て国や県以外の町独自として１割程度補助というのはつけられないものかどうか、その辺をお聞きいたします。

議長（金七祐太郎）
吉田町長。

町長（吉田義法）
南議員の質問に答弁いたします。
議員がおっしゃるとおり、農業経営を開始する際には莫大な初期投資がかかります。特に新規就農者はなおさらでありますし、その導入する機械が高額なスマート農業用なら、さらに大きな負担を背負うこととなります。
このため、新規就農者やスマート農業機械導入に対する国の支援は手厚く、メニューも充実していますので、町では要件に合致する新規就農者に対し、その方々に適した事業の申請を提案しています。
国や県の事業要件に合致しない農業者への機械導入支援につきましては、現在、町単独事業で広く対応するようにしていますが、次期対策の制度設計をする際には、財政状況を鑑みた上で、新規就農や事業承継を志す方の決断を促すことができるよう、新規就農者や事業承継者及びスマート農業機械導入に特化した事業の検討もしていきたいと考えています。
令和９年には、災害復旧工事の進捗状況にもよりますが、ほぼ全ての農地で耕作が可能となる見込みであります。その復旧した農地で耕作する新規就農者や承継農業者が一人でも多く生まれることを目指して、バックアップしていきたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
７番　南議員。

７番（南正晴）
町長、大変ありがたい答弁で、私たちもこれから後継者や新規就農者を何とか探して、能登のきれいな里山の農村維持に少しでも尽力できればなと思いますので、新規に農業をやろうという方には、やはり手厚い保護をお願いしたいと思います。
それでは、３つ目の質問に行きますが、私が調べた範囲での質問になりますけれども、準半壊住家への解体費の助成金交付への考えはないかということなんですが。
県内幾つかの市町で、震災による準半壊住家へのあくまでも解体ですが、解

体費の助成金が創設されております。私が調べたところでは、内灘町では、あくまでも液状化の被害を受けた地区に在住する準半壊の住家の全部を解体する工事に上限１００万円。また、かほく市では、準半壊の家屋を全て解体した場合、１００万円を上限として解体補助金を創設しております。私が確認しているのは現在、県内ではこの２つの市町なんですが。

能登町でも実際に、震災に準半壊であったけど、そこを直すのを諦め、自費解体して新たに住宅を建てて暮らしている。または、修繕を諦めて、町内の別の場所に住宅を新築して、準半壊家屋はしばらくはそのままにしておくという方もおいでます。

空き家にした場合は、空き家登録をして、買い手、借り手が現れてくればありがたいと思いますが、ただ、その状態ですと、やはりいずれは空き家となって将来的には解体。町のホームページをのぞきますと、空き家解体補助には５０万円という補助制度があります。

ですから、この震災の後ですから、例えばいろいろ条件をつけるとして、震災後３年以内に準半壊家屋を解体した、もしくは準半壊家屋だけど別に建てて少なくとも町内に１０年以上はいるよとか、そういった方たちに対して準半壊家屋解体というものに補助はできないのか。また、そういった制度を創設するような考えはないのか、お聞きいたします。

議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、ご質問に答弁させていただきます。

まず、準半壊家屋への解体費助成金についてでありますけれども、能登半島地震や奥能登豪雨災害につきましては、半壊以上が公費解体の対象となっております。

当町といたしましては、住み慣れた住家の修繕費用等を支援することで、被災者の住まいの確保を最優先に考えております。馬場議員への答弁にもございましたが、住宅復旧支援補助金制度を設けておりまして、準半壊世帯には上限３０万円、一部損壊世帯には定額１５万円を補助しております。また、被災住宅の応急修理といたしまして、準半壊世帯には最大３４万３，０００円、奥能登豪雨の場合は３４万８，０００円までの応急的な修理費用の支援もございます。

そして、石川県の災害義援金の追加配分、５次配分になるんですけれども、決定しており、被災された方々の住まいの復旧の一助となればとも考えており

ます。
　準半壊家屋への解体助成は、現時点ではこういった制度は設けておりませんが、住み慣れた地域で安心して生活を続けていただけるよう、既存の補助制度や義援金の活用をお願いいたしますとともに、国や県、または近隣市町の動向を注視し、そうした制度等に対しては柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）
　７番　南議員。

７番（南正晴）
　ただいまの総務課長の答弁、重々分かります。当然、住み慣れた家を直して住むというのは当然分かるんですが、泣く泣く場所的なものとかいろんな条件で諦めて結局壊したと。今、解体費も高騰しておりますので。
　ただ、そのままその方たちは町にまた住み続ける。そういった方たちに対しては、そういった準半壊家屋であっても壊してしまったことに対して少し補助を考えてもいいのではないかと思うので、この質問をさせていただきました。
　また後々考えていただければありがたいと思いますので、本日はこれで質問を終わらせていただきます。
　ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）
　以上で、７番　南議員の一般質問を終わります。
　以上で一般質問を終わります。
　お諮りします。
　一般質問が本日、全部終了しましたので、９月１８日を休会としたいと思います。
　これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）
　異議なしと認めます。
　よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定しました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

９月１８日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、９月１８日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、９月１９日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（金七祐太郎）

本日は、これにて散会いたします。

散　会（午後３時５２分）

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（金七祐太郎）

日程第１、議案第７１号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号)」から、日程第２０、議案第９０号「請負契約の締結について」までの２０件を議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）

予算常任委員会　志幸委員長。

予算常任委員長（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

今、議長が予算委員長ということで言われましたので、予算常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第７１号　令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号）

議案第７２号　令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第７３号　令和７年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第７４号　令和７年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第７５号　令和７年度能登町下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７１号　能登町一般会計補正予算（第２号）については、賛成多数でございました。

議案第７２号から７５号までの４件は、全会一致をもって可決すべきものと

決定いたしました。
　以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）
　総務産業建設常任委員会　馬場委員長。

総務産業建設常任委員長（馬場等）
　皆さん、おはようございます。
　それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。
　議案第７６号　能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について
　議案第７７号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
　議案第７８号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
　議案第７９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
　議案第８０号　能登町ビジネスホテル誘致条例の制定について
　議案第８１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
　議案第８２号　能登町税条例の一部を改正する条例について
　議案第８３号　能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について
　議案第８４号　能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
　議案第８６号　請負契約の締結の変更について
　議案第８７号　請負契約の締結の変更について
　議案第８８号　請負契約の締結の変更について
　議案第８９号　請負契約の締結の変更について
　議案第９０号　請負契約の締結について
　以上１４件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
　以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）
　教育厚生常任委員会　市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

皆さん、おはようございます。

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第８５号　能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

以上１件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

請願第２号　能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願について

以上１件は、慎重に審議したいとの意見があり、引き続き審査することに決定をいたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

教育厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、ちょっと質疑いたします。

私は紹介議員として質疑させていただきます。

委員会の付託された案件に対して、どのような意見が出たのか、お聞かせください。どのような点がなお検討を要すると判断されたのか、あわせて説明をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

教育厚生常任委員会　市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、馬場議員の質問にお答えさせていただきます。

去る９月９日、教育厚生常任委員会において、全委員が出席し、慎重審議をいたしましたところ、一部の委員から、公平感がないのではないかとの意見がありました。また、申請の被害者の能登町人口の１割に満たない方々のために要望、意見書は不要ではとの意見もありました。

結論が出ませんでした。次の定例会までに委員会を招集し、結論を得たいと考えておりますので、継続審査といたしたところであります。ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

議案第７１号　令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号)、７款１項４目復興推進費、町なりわい再建支援事業に反対討論をいたします。

議案には必ず提出に至った経緯、背景があります。その背景を問わずして議案の可否は決められない、私はこう考えております。

今回のなりわい補助金の上乗せについては、公約である９割補助を当然に意識して提出されたものと考えております。説明の中で、２，０００万円以内の事業につき９割補助となるとの説明があったことから、もちろんこれは議論の延長にあると考えるものであります。もちろん２，０００万円を超えた事業者には、９割補助とはならない。新たな上乗せ支給がないから当然であります。

この議案について、このまま賛成とするならば、公約実施の賛同とも受け取られかねず、私の真意に沿わないものとして反対討論するものであります。

公約、そして町民との約束は重いものであります。その公約に近づけたいとの意図は理解できます。しかし、６月議会の一般質問で町長が答弁されていたとおり、９割補助の公約は、国、県の交付金の新たな上乗せ支給が構成要件となっているものであり、交付金の支給がないと分かった時点で公約の撤回をすべきであったと考えます。

撤回などや、そうした説明がないままに、直ちに町復興基金を使っての上乗せ事業は、公約の実現と取られるおそれがあります。議論のすり替えではないかと私は考えるものであります。

町民には、公約実現という意味からは理解しにくい議論であると考えます。今回の議案提出に当たり、前提である国、県の交付金の断念をもって公約の撤回をして、その上での議案提出であるべきであったと考えております。

結論として、議案提出の経緯は、町民には納得できるものではないとの疑義をもって、本議案に対し反対するものであります。

以上。

議長（金七祐太郎）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

１４番　鍛治谷議員。

１４番（鍛治谷眞一）

提出原案賛成の発言をいたします。

今は平時と違い、能登町では、災害に際して、復旧・復興こそ最優先されるべき議題だと思っております。執行部がいろいろ考えた上で、こうやって出して、とにかく前に進みたい。町民の皆さんに、この町に住みたい、戻ってきたい、そんな人たちにとっても心強い議案を提出したわけで、私はそれを是としたいと思います。

これをもちまして原案賛成の発言とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）
これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第７１号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第２号)」
の１件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立多数であります。
したがって、議案第７１号の１件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、
議案第７２号「令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第１号)」
議案第７３号「令和７年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」
議案第７４号「令和７年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号)」
議案第７５号「令和７年度能登町下水道事業会計補正予算（第１号)」
以上４件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。
したがって、議案第７２号から議案第７５号までの以上４件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、
議案第７６号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」
議案第７７号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第７８号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第７９号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第８０号「能登町ビジネスホテル誘致条例の制定について」
議案第８１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第８２号「能登町税条例の一部を改正する条例について」
議案第８３号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」
議案第８４号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第８５号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第８６号「請負契約の締結の変更について」
議案第８７号「請負契約の締結の変更について」
議案第８８号「請負契約の締結の変更について」
議案第８９号「請負契約の締結の変更について」
議案第９０号「請負契約の締結について」
以上１５件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）
起立全員であります。
したがって、議案第７６号から議案第９０号までの以上１５件は、委員長報告のとおり可決されました。

認定第１号～認定第７号

議長（金七祐太郎）
次に、日程第２１、認定第１号「令和６年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第２７、認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの７件を議題とします。
本９月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第１号から認定第７号までについて、同特別委員会委員長から委員会審査報告が提出され

ております。
　これから、本件に対する審査の経過及び結果について委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（金七祐太郎）
　決算特別委員会　鍛治谷委員長。

決算特別委員会委員長（鍛治谷眞一）
　少し長いですが、よろしくお願いいたします。
　それでは、決算特別委員会からの総括、講評を申し述べます。
　決算特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。
　本特別委員会に付託された案件は、令和６年度における７会計の決算認定であり、これらの各会計決算の審査については、去る９月１０日から１６日までの実質４日間の日程で委員会を開催し、地方自治法２３３条により提出が義務づけられている決算書、主要施策の成果説明書及び監査委員からの審査報告書等を検閲し、関係課等から説明を聴取した上で、予算執行が適正に、かつ効率的に行われたかについて慎重に審査いたしました。
　その結果、認定第１号「令和６年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計の決算の認定について」までの７件について、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。
　なお、審査の過程において、本委員会からの主な意見、提案等については次のとおりであります。
　一つ、能登半島地震発生の当初から今日に至るまで、全国からの支援、ボランティアの皆様、そして全国各地から当町に派遣されている多くの職員に対し、心より感謝と敬意を表したい。決算においては、災害復旧により例年にない規模の予算となり、やむを得ない明許繰越しや未執行が見受けられる。令和７年２月に策定された復興計画に基づき、復興に向けた取組を行い、適正な予算執行に努められたい。
　一つ、昨年に引き続き、各種手続に来庁される方々や問合せの対応に追われていると思うが、多忙な業務の中であっても、被災した町民に寄り添い、懇切丁寧な対応に当たっていただきたい。
　一つ、町税の収納について、震災により事情が大きく変わった納税者に対しては実情に合った対応に当たるなど、実態に応じた適切な措置を講じ、町民が不公平感を抱くことがないよう適正な収納に努めていただきたい。

一つ、復興に向け、町民が安心・安全で魅力のある暮らしが実現できるよう、住民ニーズに応じた事業の必要性や費用対効果に重きを置き、めり張りのある予算執行に努められたい。また、認知度の低い事業や補助制度が見受けられるが、町民に広く活用してもらうよう周知徹底に努めていただきたい。

一つ、水道、下水道事業について、震災による管路修繕は不可欠であるが、人口減少を踏まえ、維持管理や財政負担等を考慮し、今後は復興計画に基づき、持続可能な運営を再考されたい。

一つ、病院事業について、看護師等修学資金貸付事業での看護師等の採用や、高額な医療機器の更新については、奥能登公立４病院のサテライト化や新病院など、今後の動向を踏まえて取り組んでいただきたい。

最後の一つです。

一つ、公共交通について、予約制乗合タクシーの利用率が大幅に増加し、大事な交通手段となっている。一方で、バス路線の利用減を分析して、町民が安心して通院や買物に出かけられるよう取組を進められたい。

総括です

令和６年能登半島地震により、人口の流出や家屋及び土地の被災状況は、今後の町税及び普通交付税の減少を一層深刻化させるものであります。また、復旧・復興に係る公債費の増加のほか、公営企業の経営も今後一層厳しさを増していくことが想定されます。創造的復興を軸とする将来への投資と健全な財政運営という相反する課題に対し、より一層の財源の有効活用と健全な財政運営に努められますようお願いいたします。

また、震災から１年８か月余りを経て、インフラ復旧は着実に進みつつあるが、町民の心の復興は依然として遅れているのが現状だと思われる。町民の一人一人が、この町に住んでよかった、この町が好きと言えるようなまちづくりを目指して町政運営にご尽力されることを切に願い、決算特別委員会からの総括といたします。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

お諮りします。

認定第１号「令和６年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第２号「令和６年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第３号「令和６年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第４号「令和６年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第５号「令和６年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第６号「令和６年度能登町下水道事業会計決算の認定について」

認定第７号「令和６年度能登町病院事業会計決算の認定について」

以上７件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、認定第１号から認定第７号までの以上７件は、原案のとおり認定されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

次に、本日、町長提出議案が５件が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第９１号から議案第９５号を日程に追加し、それぞれ追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第９１号～議案第９５号

議長（金七祐太郎）

追加日程第１、議案第９１号「請負契約の締結について」から、追加日程第５、議案第９５号「請負契約の締結について」までの５件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町長（吉田義法）

先ほど、今定例会で提案いたしました議案について、いずれも原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただく議案５件につきまして、ご説明させていただきます。

いずれも請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第９１号「請負契約の締結について」は、令和６年１月１日発生能登半島地震災害復旧事業４６３０／６０１６道路災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、１億４，３７７万円で、能登町字当目の柳田建設株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第９２号「請負契約の締結について」は、令和６・７年度６災８６９号松波漁港災害復旧工事（－３．５m岸壁３２ほか）におきまして、指名競争入札により、２億３，７８２万円で、能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第９３号「請負契約の締結について」は、令和６年１月１日発生能登半島地震災害復旧事業４６３０／６０６７道路災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、５，３５９万２，０００円で、金沢市の島屋建設株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第９４号「請負契約の締結について」は、令和６・７年度６災８５３号鵜川漁港災害復旧工事（物揚場３５ほか）におきまして、制限付き一般競争入札（事後審査型）により、６億２，４７５万８，２００円で、小松市の宇佐美工業株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第９５号「請負契約の締結について」は、令和７年度（令和６年発生）林道災害復旧事業林道水上線３号箇所復旧工事におきまして、指名競争入札により、５，１７０万円で、能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結するものであります。

以上、本会議に追加で提出させていただきました議案の提案理由をご説明させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（金七祐太郎）

ただいま議題となりました議案第９１号から議案第９５号までの５件の審議方法についてお諮りします。

議案第９１号から議案第９５号までの５件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９１号から議案第９５号までの５件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採　　決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第９１号「請負契約の締結について」

議案第９２号「請負契約の締結について」

議案第９３号「請負契約の締結について」

議案第９４号「請負契約の締結について」

議案第９５号「請負契約の締結について」

以上５件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、議案第９１号から議案第９５号までの５件は、原案のとおり可決されました。

休　　憩

議長（金七祐太郎）

ここで、しばらく休憩いたします。（午前１０時４０分）

再　　開

副議長（田端雄市）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時５０分再開）

ただいま休憩中に、金七祐太郎議長から、一身上の都合により、議長を辞したい旨の辞表が提出されました。

議長の辞職の件

副議長（田端雄市）

お諮りします。

「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

異議なしと認めます。

よって、「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

許　　可

副議長（田端雄市）

追加日程第１、許可第１号「議長の辞職の件」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、金七議員の退場を求めます。

（６番　金七祐太郎君退場）

副議長（田端雄市）

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長（諸角勝則）

それでは、辞職願を代読いたします。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。能登町議会副議長殿、能登町議会議長金七祐太郎。

以上でございます。

副議長（田端雄市）

お諮りします。

金七議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

異議なしと認めます。

よって、金七議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、金七議員の入場を許可します。

（６番　金七祐太郎君入場）

副議長（田端雄市）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙

副議長（田端雄市）

この選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（田端雄市）

ただいまの出席議員数は１３人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第２８条第２項の規定によって、立会人に１番　松本光雄議員、２番　小浦肇議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名となっております。

（投票用紙配付）

副議長（田端雄市）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（田端雄市）

投票箱に異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長氏名点呼、投票）

副議長（田端雄市）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

１番　松本光雄議員、２番　小浦肇議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

副議長（田端雄市）

投票の結果を報告いたします。

投票総数　　１３票

有効投票　　１３票

無効投票　　０票です。

有効投票のうち

市濱等議員　　７票
小路政敏議員　　６票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は４票です。したがって、市濱等議員が議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

副議長（田端雄市）
ただいま議長に当選されました市濱等議員が議場におられます。
会議規則第２９条第２項の規定によって、当選の告知をします。
ここで、議長に当選されました市濱等議員の挨拶があります。

議長（市濱等）
ただいまは議員各位のご推挙をいただき、能登町議会議長に当選をさせていただきました。誠に感激の至りで、皆様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、その重責を痛感しておる次第であります。この上は、与えられた職責を果たすために全力を尽くしてまいります。
初めに、能登半島地震、奥能登豪雨においてお亡くなりになられた方々に改めてお悔やみ申し上げます。また、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。
地震から間もなく１年と９か月を迎え、この間、町長をはじめとする町職員、県職員、政府、町外の自治体からの応援の職員、ボランティアなど、全国各地の皆様から多大なるご尽力とご厚志を頂きました。ご支援いただいた全ての皆様に心よりお礼を申し上げます。
本格的な復旧・復興に向かっていく中で、大切な家庭を失い、深い悲しみのある方、将来に大きな不安を抱えておいでになられる方、そして、故郷を離れて避難を余儀なくされている方々が数多くいらっしゃいます。町民が誰一人として取り残されることなく、希望が持てる行政の片方の翼として、しっかりと行政の一翼を担わせていただくよう努力をする所存でございます。
結びになりますが、議会の円滑な運営に向け、議員各位の温かいご指導とご支援をお願いいたしますとともに、町長はじめ執行部の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

副議長（田端雄市）
　以上で議長の選挙を終了します。

休　　憩

副議長（田端雄市）
　ここで、しばらく休憩いたします。（午前１１時０７分）

再　　開

議長（市濱等）
　休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時３６分再開）

休　　憩

議長（市濱等）
　ここで、しばらく休憩いたします。（午前１１時３６分）

再　　開

副議長（田端雄市）
　休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時３６分再開）
　ただいま休憩中に、市濱等議員から、一身上の都合により、議会運営委員を辞したい旨の届出が提出されました。

議会運営委員会委員の辞任

副議長（田端雄市）
　お諮りします。
　「議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。
　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（田端雄市）

異議なしと認めます。
よって、「議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

許　　可

副議長（田端雄市）
追加日程第１、許可第２号「議会運営委員会委員の辞任」を議題とします。
地方自治法第１１７条の規定により、市濱等議員の退場を求めます。

（８番　市濱等君退場）

副議長（田端雄市）
職員に辞任願を朗読させます。

事務局長（諸角勝則）
それでは、辞任願を代読します。
辞任願。このたび、一身上の都合により能登町議会運営委員会委員を辞したいので、許可されるよう願い出ます。能登町議会副議長殿、能登町議会運営委員会委員市濱等。
以上でございます。

副議長（田端雄市）
お諮りします。
市濱等議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（田端雄市）
異議なしと認めます。
よって、市濱等議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。
ここで、市濱等議員の入場を許可します。

（８番　市濱等君入場）

休　　憩

副議長（田端雄市）

ここで、しばらく休憩をいたします。（午前１１時４０分）

再　　開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時４１分再開）

ただいま議会運営委員会委員が１名欠けました。

お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更して直ちに選任することに決定いたしました。

選任第４号

議長（市濱等）

追加日程第２、選任第４号「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、能登町議会委員会条例第８条第４項の規定により、向峠茂人議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました向峠茂人議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休　　憩

議長（市濱等）
ここで、しばらく休憩をいたします。（午前１１時４２分）

再　　開

議長（市濱等）
休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時４４分再開）
ただいま休憩中に教育厚生常任委員会が開催され、委員会条例第９条第１項及び第２項の規定により委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。
教育厚生常任委員会委員長に向峠茂人議員、副委員長に小路政敏議員。
以上のとおりであります。

休会決議について

議長（市濱等）
日程第２８「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）
異議なしと認めます。
したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定をいたしました。
以上で、令和７年第７回能登町議会９月定例会議に付議された議件は全部終了いたしました。

閉会の挨拶

議長（市濱等）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

町長（吉田義法）

令和７年第７回能登町議会９月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、能登町議会の議長選挙において、第１１代議長に市濱議員がご当選されました。ご就任を心からお祝いを申し上げますとともに、町政の発展、議会のさらなる活性化のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金七議員におかれましても、これまでのご尽力に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも町の発展にご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、９月５日より開会されましたこのたびの定例会議におきましては、令和７年度能登町一般会計補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、来たる１０月５日の日曜日には、松波小学校の仮設体育館を重点会場として、町内一円で能登町地区防災訓練を実施いたします。町民一人一人が防災意識を持ち、常日頃より災害への備えを怠らないようにするため、津波避難安否確認訓練をはじめ、住民主体の避難所設置運営訓練等を予定しています。本訓練を契機に、危機対応のノウハウを身につけていただき、地区ごとやご家族でも防災についての話合いや情報を共有してもらう機会としていただきたいと考えています。

また、町の復興に全国から現在３９団体、７７名の職員を派遣していただいております。町の復旧・復興に一生懸命取り組んでいただいています。

私から着任に当たっての辞令をお渡しする際には、感謝を述べさせていただくことはもちろんのこと、せっかく能登に来ていただいているので、海や山の幸を楽しんでいただくことや、お祭り、そしてヨバレなどへの参加もお伝えしております。あばれ祭の際には、配属先の町職員の町内のキリコを担ぐ姿も見受けられ、とてもうれしく思いました。

これから復興を進める上で、大事なのはスピード感です。全国からの応援職

員のお力をお借りして、町職員一丸となって復旧・復興を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いし、閉会の挨拶といたします。
本日はありがとうございました。

散　　会

議長（市濱等）
以上で本日は散会いたします。
一同起立。礼。

（一同起立）

議長（市濱等）
お疲れさまでした。

散　会（午前１１時５０分）

議長（市濱等）

金七議長退任の挨拶がありますので、そのまま自席にお残りください。

前議長（金七祐太郎）

２年１１か月、短いようで長いようで、コロナ禍から始まり、そしてその中で石川県の町村議長会の会長を酒元さんの後、７か月間やらせてもらいました。

コロナが５類になり、これからだなと思った矢先に能登半島地震がありました。その後に、また落ち着いてきたなと思いましたら奥能登豪雨。

私も個人的には消防団もしておりまして、大変な思いもしましたけど、２年１１か月間、大過なくできたことは、ここにおられる執行部の皆さん、そして議員の皆さん、何はともあれ本当に震災以降、寝ずに頑張ってくれた町職員の皆さんのおかげであると、改めてここで感謝申し上げます。ありがとうございます。

この後は、一議員として微力ながらでございますけど復興に向けて取り組んでいきたいと思いますので、今後も皆様方のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますけれども私からの挨拶といたします。

本当にどうもありがとうございました。

議長（市濱等）

金七議員、ありがとうございました。

それでは解散いたします。

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和７年９月１９日

能登町議会議長　　市　濱　　等

能登町議会議長　　金　七　祐太郎

会議録署名議員　　酒　元　法　子

会議録署名議員　　河　田　信　彰